

第2回 埼玉県県庁舎再整備懇話会 次第

日時:令和7年8月28日(木)

10:30~12:00

場所:オンライン会議

1 開会

2 議事

- (1) 今後の検討スケジュールについて
- (2) 基本構想・基本計画の検討状況について
- (3) 再整備位置の検討状況について
- (4) その他

3 閉会

県庁舎再整備懇話会 委員名簿

【県庁舎再整備懇話会 委員】

(要綱第3条(1)委員(学識経験を有する者))

氏 名	所属等	備考
稲継 裕昭	早稲田大学 政治経済学術院 教授	会長
磐田 朋子	芝浦工業大学 副学長	
齊藤 正人	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	
布柴 靖枝	文教大学人間科学部 教授	欠席
水村 容子	東洋大学福祉社会デザイン学部 教授	

(要綱第3条(2)委員(県行政に関わりのある団体の者))

氏 名	所属等	備考
井上 健次	町村会 毛呂山町長	
宇野 三花	埼玉県商工会議所女性会連合会	副会長 欠席
坂本 富雄	埼玉県農業協同組合中央会 会長	欠席(代理出席:大島総務企画部部長)
田中 一	埼玉県障害者協議会 代表理事	
松山 眞記子	埼玉県医師会 常任理事	
山川 百合子	市長会 草加市長	

(要綱第3条(3)委員(県議会議員))

氏 名	所属等	備考
田村 琢実	埼玉県議会議員	

(敬称略、五十音順)

本日の議題

1

今後の検討スケジュール

2

基本構想・基本計画の
検討状況

3

再整備位置の検討状況

4

その他

①

今後の検討スケジュール

①

これまでの検討状況

①

これまでの検討状況

①

意識醸成の取組

②

基本構想・基本計画とは

②

今後の進め方

③

現在の検討状況

本日の議題

1

今後の検討スケジュール

2

基本構想・基本計画の
検討状況

3

再整備位置の検討状況

4

その他

①

今後の検討スケジュール

①

これまでの検討状況

①

これまでの検討状況

①

意識醸成の取組

②

基本構想・基本計画とは

②

今後の進め方

③

現在の検討状況

今後の検討スケジュールについて

■ 県庁舎再整備基本構想・基本計画

○ 令和7年度及び令和8年度の2か年で「県庁舎再整備基本構想・基本計画」を策定する。

■ 県庁舎再整備の位置

○ 県庁舎再整備の位置については、令和7年度中に、「現在地」または「浦和美園(さいたま市緑区美園の県有地)」のいずれかに決定する。

年度	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)		令和9年度以降 (2027～)
県庁舎再整備懇話会		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	
基本構想・基本計画	将来の県庁舎の 在り方の検討 等		基本構想・基本計画の策定 (基本構想部分の策定) (基本計画部分の策定)				設計～工事～開庁
県庁舎再整備の位置	候補地を「現在地」「浦和美園」の 2か所に絞り込む		令和7年度中に決定				

本日の議題

1

今後の検討スケジュール

2

基本構想・基本計画の
検討状況

3

再整備位置の検討状況

4

その他

①

今後の検討スケジュール

①

これまでの検討状況

①

これまでの検討状況

①

意識醸成の取組

②

基本構想・基本計画とは

②

今後の進め方

③

現在の検討状況

【令和元年度】

「県庁舎建替え等検討特別委員会」における検討 ― 県議会特別委員会の設置 ―

提言Ⅰ 速やかに解決すべき県庁舎の課題について

- ①執務環境の改善 ②快適な室内環境の確保 ③セキュリティの向上 ④狭隘化や分散化の解消 ⑤ICTへの対応 ⑥供用スペースやオープンフロアの確保

Ⅱ 将来に向けて検討すべき県庁舎の在り方について

- ①専門的な見地・客観的なデータによる分析検証と幅広の検討 ②検討組織の立ち上げ ③開かれた議論と議会との連携 ④民間企業や市町村の資金等の活用 ⑤財源確保の検討 ⑥警察本部の独立庁舎化 ⑦将来必要とされる庁舎機能への対応

【令和2年度】



「県庁舎問題検討会」における検討 ― 庁内検討組織の設置 ―

県庁舎に係る課題、県庁舎の在り方に関する事等について検討

【令和3年度】



「県庁舎再整備検討委員会」における検討 ― 新たな検討組織の設置 ―

DX等による社会変革を見据えた将来像等について検討

【令和4年度】



「県庁舎再整備検討委員会」における検討

将来の働き方に関する事等について検討

【令和5年度】

「県庁舎再整備専門家会議」における検討 ー検討委員会の部会として専門家会議を設置ー

将来を見据えた働き方、県庁舎・オフィス像等について検討

「県庁舎再整備検討委員会」における検討

将来を見据えた働き方、県庁舎・オフィス像等について検討



【令和6年度】

「県庁舎再整備専門家会議」における検討

機能(利便機能、環境性能、危機管理)、働き方・執務スペース、県庁舎の位置について検討

県民等向けアンケート、職員向けアンケートの実施

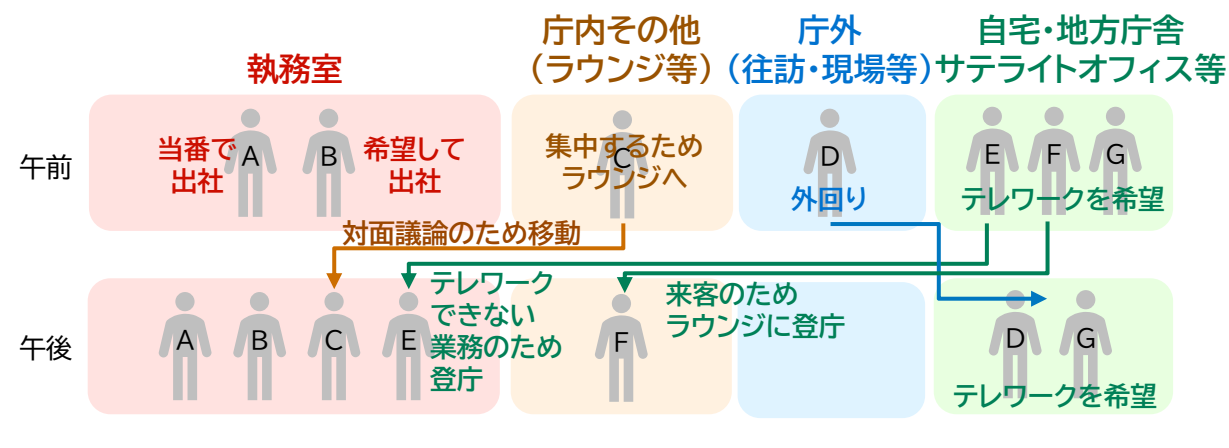
県庁舎の位置や機能等についてアンケートを実施

「県庁舎再整備検討委員会」における検討

機能(利便機能、環境性能、危機管理)、働き方・執務スペース、県庁舎の位置について検討

- * Activity Based Working(アクティビティ・ベースド・ワーキング):仕事内容や気分に合わせて、働く場所や時間を自由に選べる新しい働き方

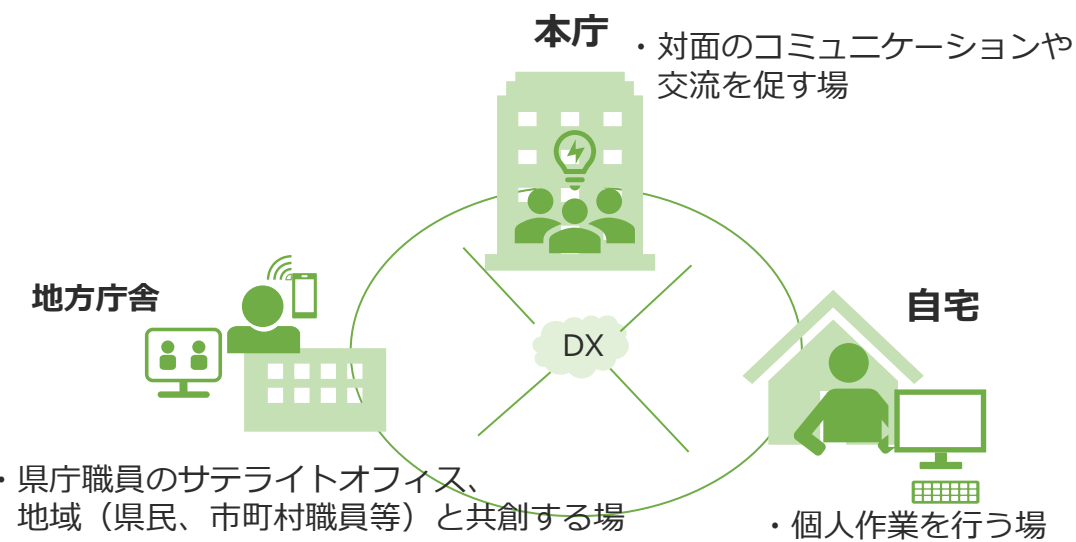
登庁イメージ(A～Gの7名が所属する部署の場合)



登庁者数が所属人数よりも少ないことが常態化

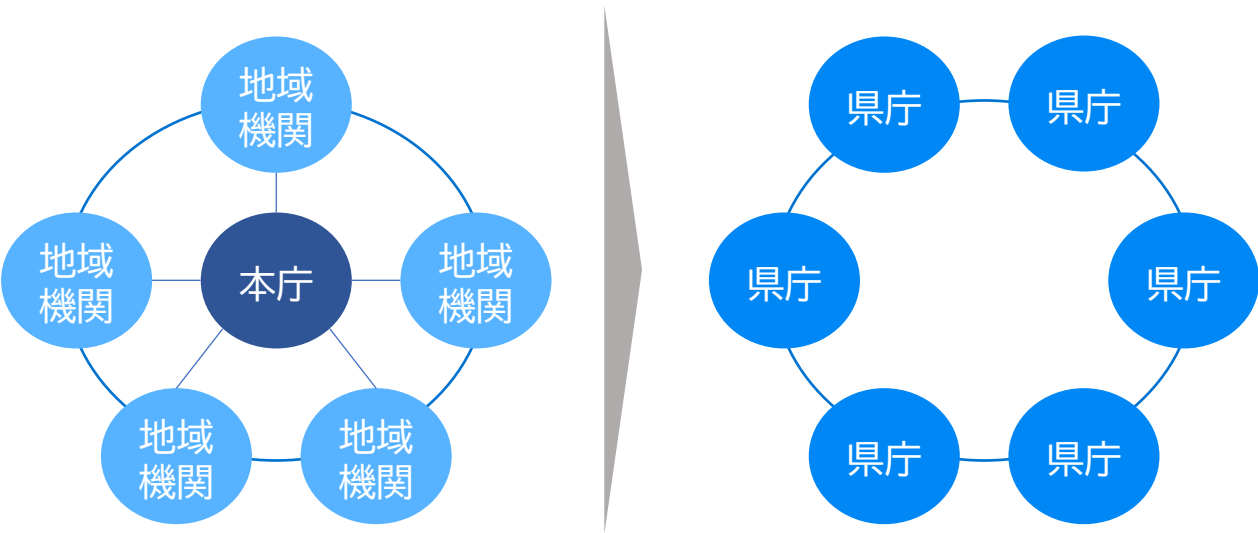
- これまでの県庁舎は、基本的にそれぞれを勤務地とする県庁職員の全員が登庁して働く場所と位置付けられていた。
- ABWを推進し、職員がどこでも働けるように制度・環境を整えると、職員は、本庁舎のみならず、自宅や地方庁舎等でも働くことが可能となる。
- 県庁舎のオフィスは、働く場所の選択肢の一つとなり、登庁する意味が求められるようになることなどから、オフィスの意義や果たすべき価値が変わる。
- 県民サービスのDX及びABWを基本とした働き方が実現すると、将来的には、本庁舎及び地方庁舎に求められる機能・規模が変わり、さらには本庁と地域機関の役割にも影響しうる。

将来の働き方のイメージ



- ・ ハイブリッドワークを推進
- ・ 勤務地は、自宅やサテライトオフィス等も含めて分散
- ・ 県庁舎のオフィスは、働く場所の選択肢の一つ

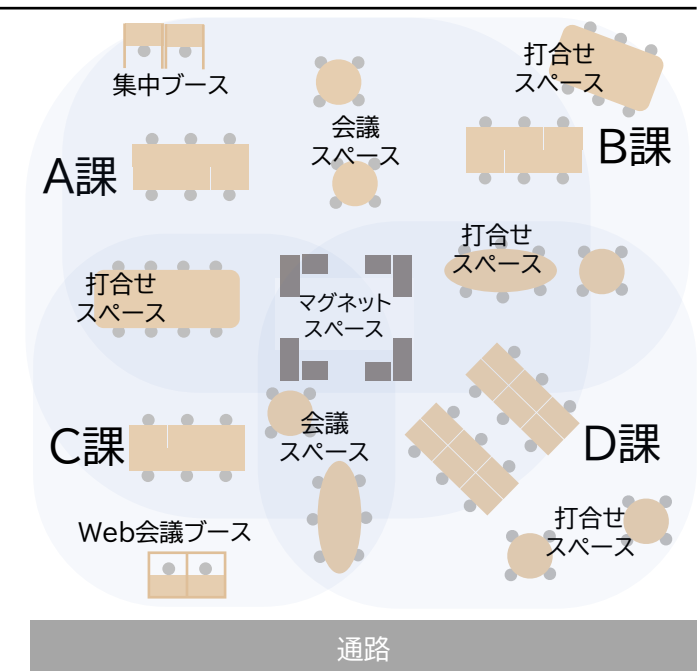
本庁と地域機関の役割イメージ



- ・ 「本庁」と「地域機関」の役割にも変化が起こりうる
- ・ 将来的には本庁・地域機関の機能が均一になる可能性もある

- コミュニケーションの活性化やスペースの有効活用のため、間仕切りのないオープンな空間とし、各部署のスペースを融合させることを想定する。
- 執務室は、部署ごとの業務特性等を踏まえて目指すコンセプトを整理し、それに応じて機能やレイアウトをカスタマイズする。
- 執務室の規模算出は、一律に部署の所属人数に単位面積を乗じるのではなく、将来的な業務のDX・TXやテレワーク環境の整備等を踏まえ検討する。
- コンパクト化を想定するが、そのみを追求すると業務の効率性・快適性が損なわれる。働きやすさの向上のためには集中スペースやマグネットスペース等、面積が増加する要因もあることに留意が必要。

目指すオフィスのイメージ



本県が検討する規模算定(これまでの規模算定との違い)

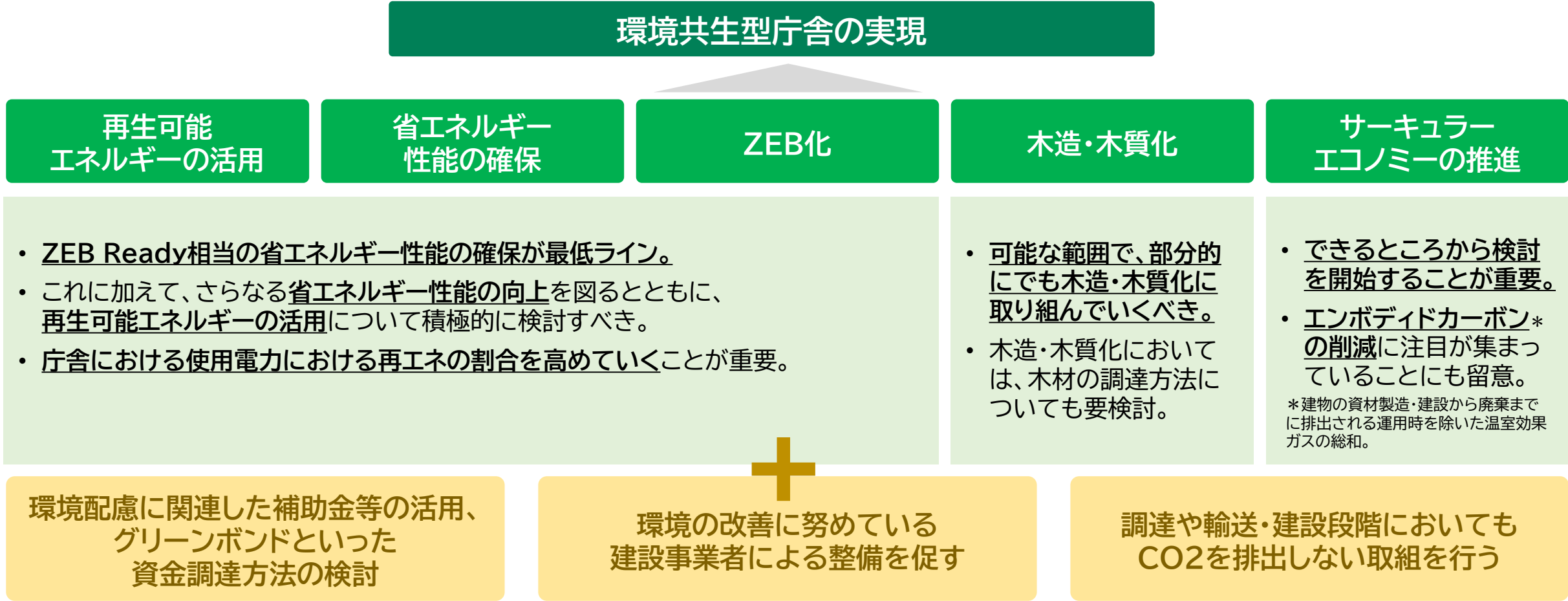
これまでの規模算定	項目	本県が検討する規模算定
人数に原単位を乗じる画一的な算定方法	基本的な考え方	必要な座席数(ワークポイントの考え方)に基づき、埼玉県庁の働き方等の実態に即して算定
所属人数ベース	人数	執務室の在席要否、テレワークの希望を踏まえた在席人数ベース
役職があがると、面積が広がる	一人当たりの面積	基本的に平等とする(役職席を原則廃止)
基本的に、各部署共通の機能を導入	機能の考え方	各部署の働き方を踏まえて導入する機能と数を設定
ユニバーサルレイアウト* 指定席(固定席)	席のレイアウト・運用	多様な席を回遊性を持たせて配置する原則、フリーアドレス
諸室面積の合計に、一定の数値を乗じて通路面積を算出	通路面積	諸室面積ごとに最適な通路率を乗じて最適な面積を算出

* 机等の什器類の寸法や配置を統一したレイアウト(長机を横一列に配置することが基本)

- 県庁舎への導入が考えられる利便機能を、DX化の進展や新しい働き方の浸透の可能性を踏まえ、整理した。
- 将来の県庁舎を「行政手続きを行う場所」から「県の未来を考え、問題を解決し、発信する中心地」と位置づけ、県民等との連携を高める機能の導入を検討する。
- 県民等向け機能のうち、賑わいを創出する機能の導入については、広域自治体の庁舎の在り方から慎重に判断する必要がある。

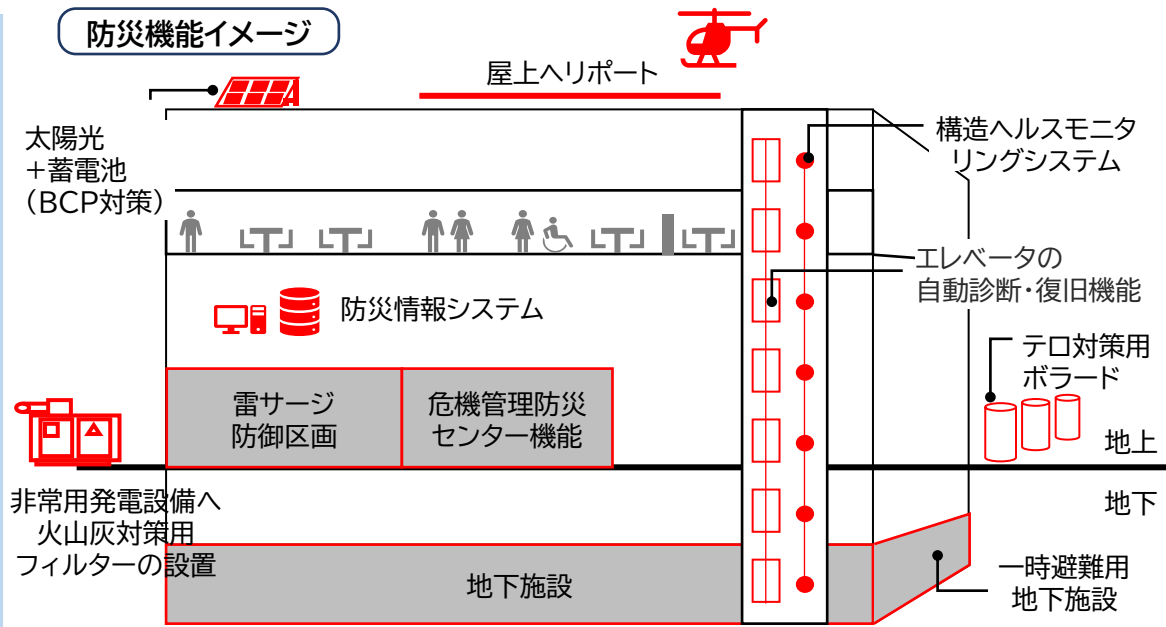
導入が考えられる利便機能		利便機能に関する観点	
職員向け	- 仮眠室・更衣室 - 保育所・託児所 - 福利厚生施設	新たな働き方の場の提供	コワーキングスペース等の作業や打合せ等ができる環境が提供されており、<u>新しい働き方を実践</u>できる
県民等向け	- 窓口・相談スペース - 活動・交流スペース - 情報発信スペース - 展望台 - 授乳室・託児所	新たな価値を創造する場の提供	官民共創スペース等の人と人の交流が生まれ、<u>新たな価値の創造活動を促す</u>場となっている
		情報・価値観の発信	単に特産品等を展示・紹介するだけではなく、<u>実現したい社会や組織の理念を体験</u>できるような空間づくりを行っている
双方向け	- コンビニ・ATM - カフェ・食堂 - コワーキングスペース - 官民共創スペース	フレキシビリティの視点	
		これら利便機能の導入を検討する際は、有事の際には防災スペースに転用できるなど、フレキシビリティ(柔軟性)の視点を導入する必要がある	

- 県庁舎再整備における脱炭素の取組については、ZEB Ready相当の環境性能を最低限の目標設定と捉え、建物の省エネや再生可能エネルギーの活用、エンボディドカーボンの削減等、多角的な検討を行うことが必要である。
- 一方、環境共生型庁舎の整備には、一般的な庁舎と比べ、より多額の整備費用がかかる。対策としては、補助金やグリーンボンドの活用による資金調達や、施設のダウンサイジング等による整備費用の削減などが有効である。



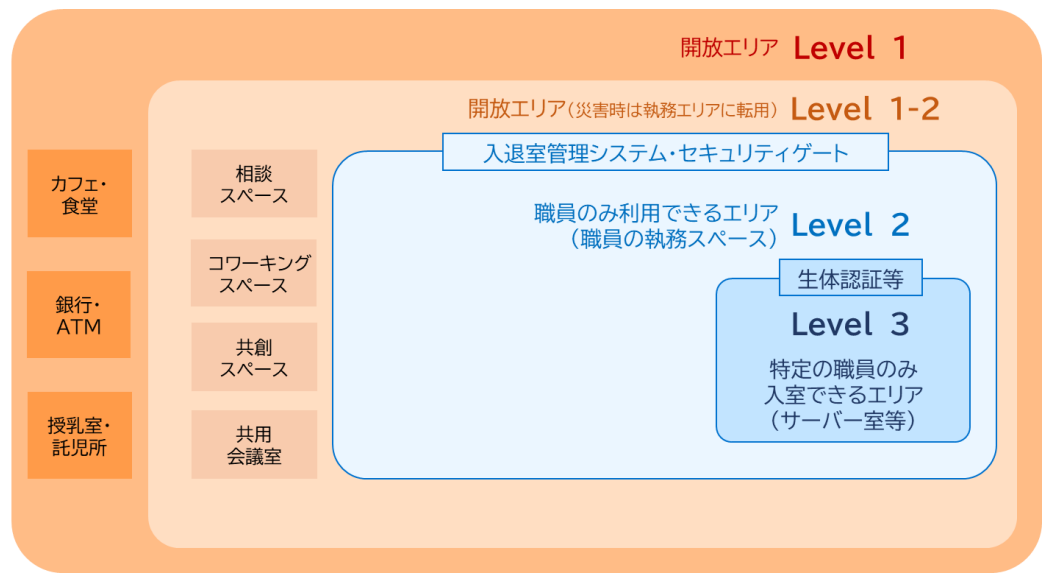
事業・整備のプロセス(資金調達、事業者選定、建材の調達・輸送等)においても、環境に配慮する

防災



- 近年の自然災害の激甚化・頻発化や、テロ等の新たな脅威の発現を踏まえ、耐震性などに関する現在の被害想定を見直し、長期的な視点からハード、ソフト面の対策を議論することが重要である。
- 災害時に本庁舎が機能停止に陥る可能性も考慮し、業務のDX化をこれまで以上に進め、勤務場所に左右されず業務が継続できる体制をつくる必要がある。
- 再整備後の県庁舎における災害時の参集の在り方・必要となるスペース等は、今後検討を深める。

セキュリティ



- 秘匿性の高い情報の管理に必要な高度なセキュリティと、「開かれた県庁」としてのオープンさを同時に確保するために、バランスをとったゾーニングを設定する必要がある。
- ゾーニングの設定にあたっては、非常時に開放エリアを執務エリアに変更するなどフレキシビリティの視点も重要である。
- セキュリティ向上の取組としては、ICカードによる入退室管理システムや、AIセンサーなどがあげられる。

第1回懇話会

これまでの検討経緯に関する意見

働き方等

- ・ 育児・介護・病気治療等の事情を踏まえ、多様な働き方を推進するとともに、災害時の対応等を考えると、テレワーク自体の有効さは実感している。他方で、テレワークでのスムーズな業務の遂行や、オンライン会議での円滑なコミュニケーションの成立は、十分なコミュニケーションによる人間関係の構築が基礎になると考えられる。
- ・ 新しい働き方と必要な機能については、今後、他の県庁のモデルケースとなるような建物の整備を進められたい。

環境性能

- ・ ZEBとWELLの概念は、相反するものではない。換気システムや断熱性等について高い環境性能を備えることで、職員の幸せや健康とZEBの達成を両立することを目指して整備されたい。
- ・ ゼロカーボンを進めるにあたり、省エネに加え、再生可能エネルギー、特に太陽光発電の活用が想定されるが、時間帯に応じて発電量や使用量を制御できるような支援システムを導入することを検討されたい。

その他

- ・ 県の動向や特徴を踏まえた、県独自の解決すべき課題や取組について、今後議論されたい。県の人口動態の見通しや昼夜間人口比率等の県民に関する客観的な情報を基に検討するとともに、今後県庁を担う中堅・若手職員の主体的・主観的な意見を取り入れてもよいのではないか。
- ・ 県民に対して、竣工の時期等についてスケジュールを示すべきである。

危機管理

- ・ 地震被害想定において、東京湾北部地震の発生を想定して検討していたが、中央防災会議では県内での首都直下地震の可能性も指摘されている。例えば、さいたま市直下地震があった場合、浦和地域も火災によって、甚大な被害が発生する可能性がある。大規模な災害が発生した場合、多くの避難者を受け入れるスペースについても検討が必要である。庁舎のコンパクト化によって生まれたスペースを防災広場として整備することも検討してはどうか。

本日の議題

1

今後の検討スケジュール

2

基本構想・基本計画の
検討状況

3

再整備位置の検討状況

4

その他

①

今後の検討スケジュール

①

これまでの検討状況

①

これまでの検討状況

①

意識醸成の取組

②

基本構想・基本計画とは

②

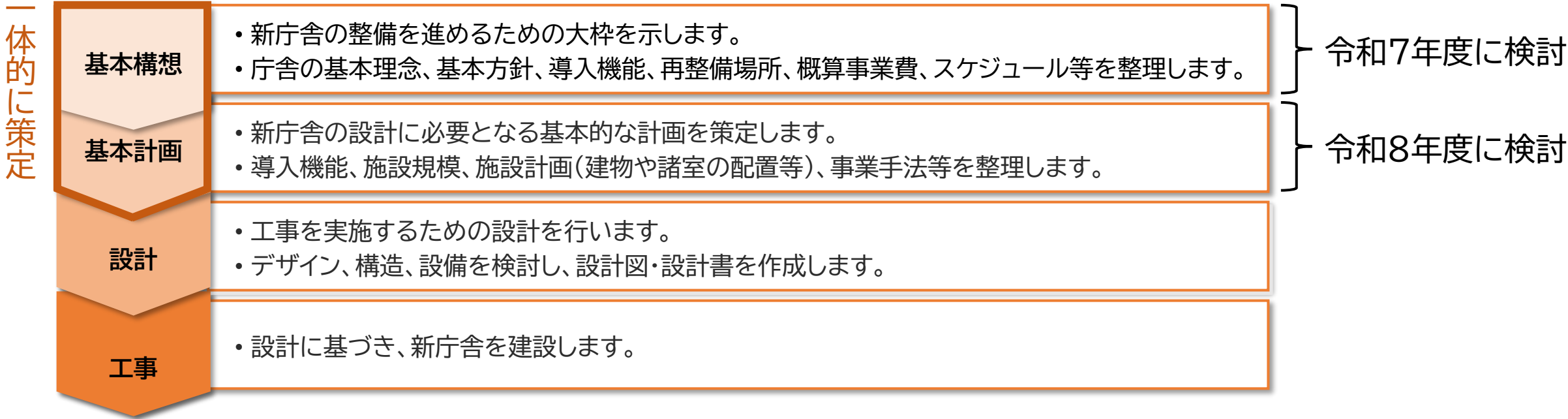
今後の進め方

③

現在の検討状況

基本構想・基本計画とは

- 基本構想は、新庁舎の整備を進めるための大枠を示すものです。令和7年度に検討します。
- 基本計画は、導入機能を具体化するとともに、施設規模、施設計画(建物や諸室の配置等)など設計に必要な条件を整理するものです。令和8年度に検討します。
- 懇話会での御意見を参考にしながら、令和8年度末までに「県庁舎再整備基本構想・基本計画」として一体的に策定します。



本日の議題

1

今後の検討スケジュール

2

基本構想・基本計画の
検討状況

3

再整備位置の検討状況

4

その他

①

今後の検討スケジュール

①

これまでの検討状況

①

これまでの検討状況

①

意識醸成の取組

②

基本構想・基本計画とは

②

今後の進め方

③

現在の検討状況

目次

1 現庁舎の概要と課題

- (1) 現庁舎の概要
- (2) 現庁舎の課題

2 再整備の必要性

- (1) 再整備の必要性と経過
- (2) 未来志向の県庁舎の実現
- (3) 目的と位置付け

3 基本理念、基本方針、導入機能

- (1) 全体像
- (2) 県庁の目指す姿
 - ① 県民サービスの提供方法の変革
 - ② 職員の働き方改革
 - ③ 本庁と地域機関の在り方の見直し
- (3) 県庁舎(新しい浦和オフィス)の基本理念
- (4) 県庁舎(新しい浦和オフィス)の基本方針
- (5) 導入機能

第2回懇話会(本日)報告

4 新庁舎(浦和オフィス)の規模

- (1) 前提条件
- (2) 新庁舎(浦和オフィス)の規模

5 再整備場所

- (1) 再整備候補地の概要
- (2) 再整備候補地の比較
- (3) 再整備場所の決定

6 事業費

事業費

7 事業手法

事業手法

8 スケジュール

スケジュール

第3回懇話会(令和8年1月)報告

1 現庁舎の概要と課題

- (1) 現庁舎の概要
- (2) 現庁舎の課題

1 現庁舎の概要と課題

(1) 現庁舎の概要

- 現庁舎は、さいたま市浦和区高砂に位置します。
- 昭和26年度に本庁舎を建設して以来、行政事務の拡大等に伴い、増築を重ねてきました。
- 現在は、本庁舎のほか、第二庁舎や第三庁舎など合計で8つの棟に分散しています。



1 現庁舎の概要と課題

(1) 現庁舎の概要

- 延床面積は8棟の合計で約9万7千㎡、敷地面積は約6万7千㎡です。
- 築年数が最も古い本庁舎が令和7年度に築74年を迎えました。
- 一方で、危機管理防災センターは、築15年であり他の施設に比べ築年数が浅い状況です。

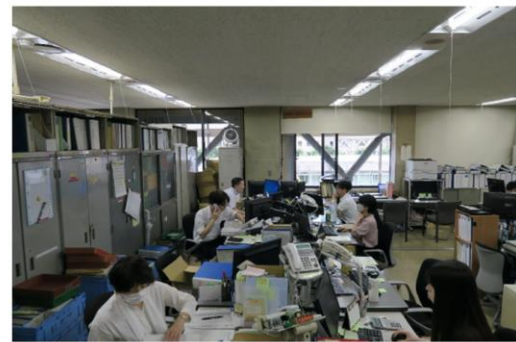
施設名	本庁舎	第二庁舎	第三庁舎	衛生会館	別館	職員会館・診療所	議事堂	危機管理防災センター
建設年度	昭和26～30年	昭和48年	昭和38・54年	昭和35年	昭和42年	昭和45年	昭和58年	平成22年
築年数	74～70年	52年	62年・46年	65年	58年	55年	42年	15年
構造・階数	RC造 地上5階/ 地下1階	SRC造 地上10階/ 地下2階	RC造 地上5階/ 地下1階	RC造 地上3階/ 地下1階	RC造 地上3階/ 地下1階	RC造 地上5階/ 地下1階	RC造 地上5階/ 地下2階	RC造 地上2階
建築面積 (㎡)	3,672	2,234	1,196	929	697	1,318	3,270	1,532
延床面積 (㎡)	22,836	33,514	6,358	3,091	2,784	7,365	18,065	2,998
施設写真								

※現庁舎のほか、北側敷地約8,500㎡には知事公館が位置している(昭和42年建設、築58年。RC造地上2階建)。

老朽化などの問題を解決するとともに、時代の変化に適応することが課題です。

老朽化などの問題の解決と時代の変化への適応

- 県庁舎で最も古い本庁舎は令和7年度に築74年を迎え、老朽化などの問題を抱えています。
- 本県では、これまで県庁舎の一部において執務環境を整備し、働き方改革を推進してきました。しかし、業務のデジタル化や新しい働き方に対して全面的には対応しておらず、時代の変化に適応した庁舎とはいえません。
- 例えば、全ての職員が登庁し固定席で業務を行うことを前提として設計されており、テレワークやABW(Activity-Based Working)といった柔軟な働き方に十分に対応していません。
- 県民サービスに関しては、これまで対面での相談や手続きが中心でしたが、今後はオンライン化を一層進めることが求められます。
- 県庁舎の再整備に際しては、デジタル化を前提とした働き方や県民サービスの新たな形を実現する場とする必要があります。



2 再整備の必要性

- (1) 再整備の必要性和経過
- (2) 未来志向の県庁舎の実現
- (3) 目的と位置付け

2 再整備の必要性

(1)再整備の必要性と経過

老朽化などの問題を解決するとともに、時代の変化に適応するために、再整備する必要があります。

ア:再整備の必要性

- 本県では、建物の目標使用年数を80年と定めています。
(平成27年度「埼玉県庁舎・公の施設マネジメント方針」)
- 県庁舎の中で最も古い本庁舎は、令和7年度に築74年を迎え、令和13年度には目標使用年数の80年に達します。
- 令和2年度に行った建築性能・劣化診断調査によれば、コンクリートの一部に中性化が進行している箇所が見られました。しかしながら、躯体の健全性は当面保たれると評価されました。
そのため、直ちに使用不可能になるわけではありません。
- 他方で、職員の働き方の変化やデジタル技術の進展など、社会の大きな変化に対応するため、新しい機能や役割を備えた庁舎の整備が求められています。

イ:経過

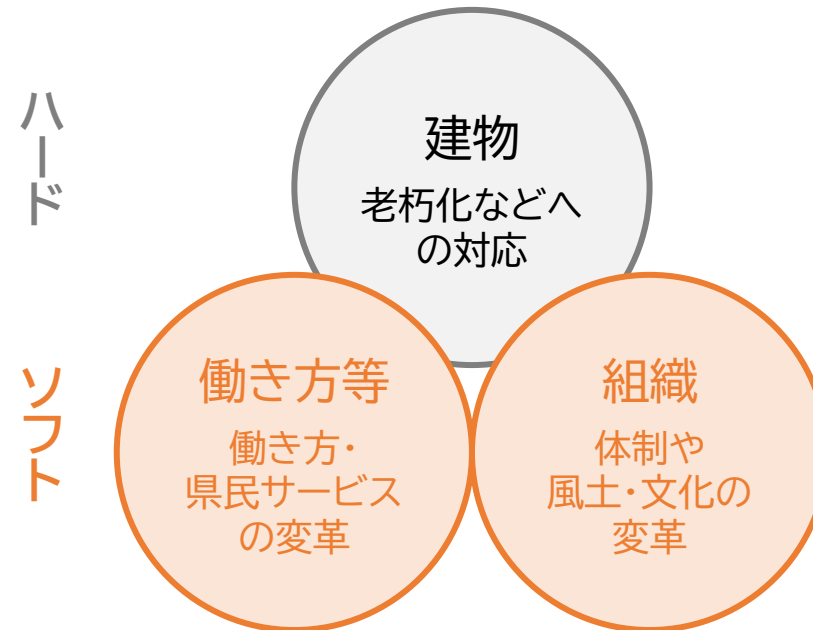
- 令和元年度には県議会の県庁舎建替え等検討特別委員会から、県庁舎の課題解決に早急に取り組むべきであることや、将来の県庁舎の在り方について検討を開始する必要があるとの提言がありました。
- これらの状況を受け、デジタルトランスフォーメーション(DX)による社会変革等を踏まえた県庁舎再整備を検討するために、令和2年度から県庁舎問題検討会や県庁舎再整備検討委員会を庁内に設置し議論を重ねてきました。
- また、DXや将来の働き方等を検討するため、令和5年度から、県庁舎再整備専門家会議を設置しました。
- さらに、令和6年度には、学識経験者や県行政に関わりのある団体等から幅広く意見を聴取するため、県庁舎再整備懇話会を設置するとともに、県民等向けアンケートを実施しました。

令和元年度	県庁舎建替え等検討特別委員会からの提言を受ける
令和2年度	県庁舎問題検討会や県庁舎再整備検討委員会を設置
令和5年度	県庁舎再整備専門家会議を設置
令和6年度	県民等向けアンケートを実施 県庁舎再整備懇話会を設置

県庁舎の再整備に当たっては、県庁全体がワンチームとして、さらなる進化と変革を遂げるための機会と捉え、未来志向の県庁舎を実現します。

ソフト面の変革の必要性

- デジタル化を前提とした働き方や県民サービスを実現するためには、施設というハード面の整備に加えて、組織の体制や風土・文化といったソフト面の変革も重要となります。
- DXの推進や働き方改革を通じて、生産性をより向上させて、県庁の持続的な発展を図る必要があります。



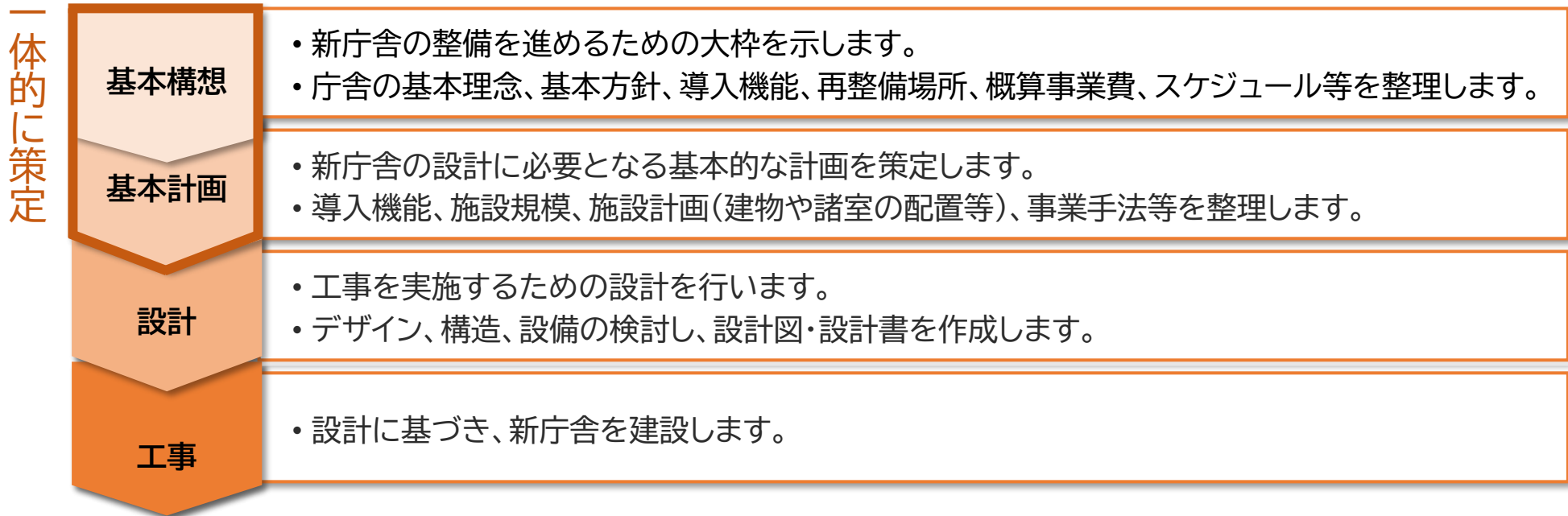
- ✓ 県庁舎の再整備を、老朽化などへの対応のみならず、県庁全体がワンチームとして、さらなる進化と変革を遂げるための契機として捉えます。
- ✓ 従来の発想に縛られず、未来志向の県庁舎を実現します。

- ✓ 柔軟な働き方が可能なオフィス環境を構築するとともに、一層便利な県民サービスの提供を目指します。
- ✓ 魅力的な職場とすることで、人材獲得や流出抑制にもつなげ、質の高い政策立案及び県民サービスの向上に寄与します。

2 再整備の必要性
(3) 目的と位置付け

令和7年度は、庁舎の基本理念や基本方針を掲げ、その方針を達成するために必要な導入機能を想定します。
また、再整備場所を決定するとともに、概算事業費とスケジュール等を整理することを目的に基本構想を策定します。

- 県庁舎再整備に向け、以下のステップで検討を進めます。
- 基本構想は、新庁舎の整備を進めるための大枠を示すものです。具体的には、庁舎の基本理念や基本方針を定め、その方針を達成するために必要な導入機能を想定します。再整備場所を決定するとともに、概算事業費とスケジュール等を整理します。
- 基本計画は、導入機能を具体化するとともに、施設規模、施設計画(建物や諸室の配置等)など設計に必要な条件を整理します。また、事業手法についても決定します。
- 基本構想と基本計画は、相互に関係することから、一体的に策定します。



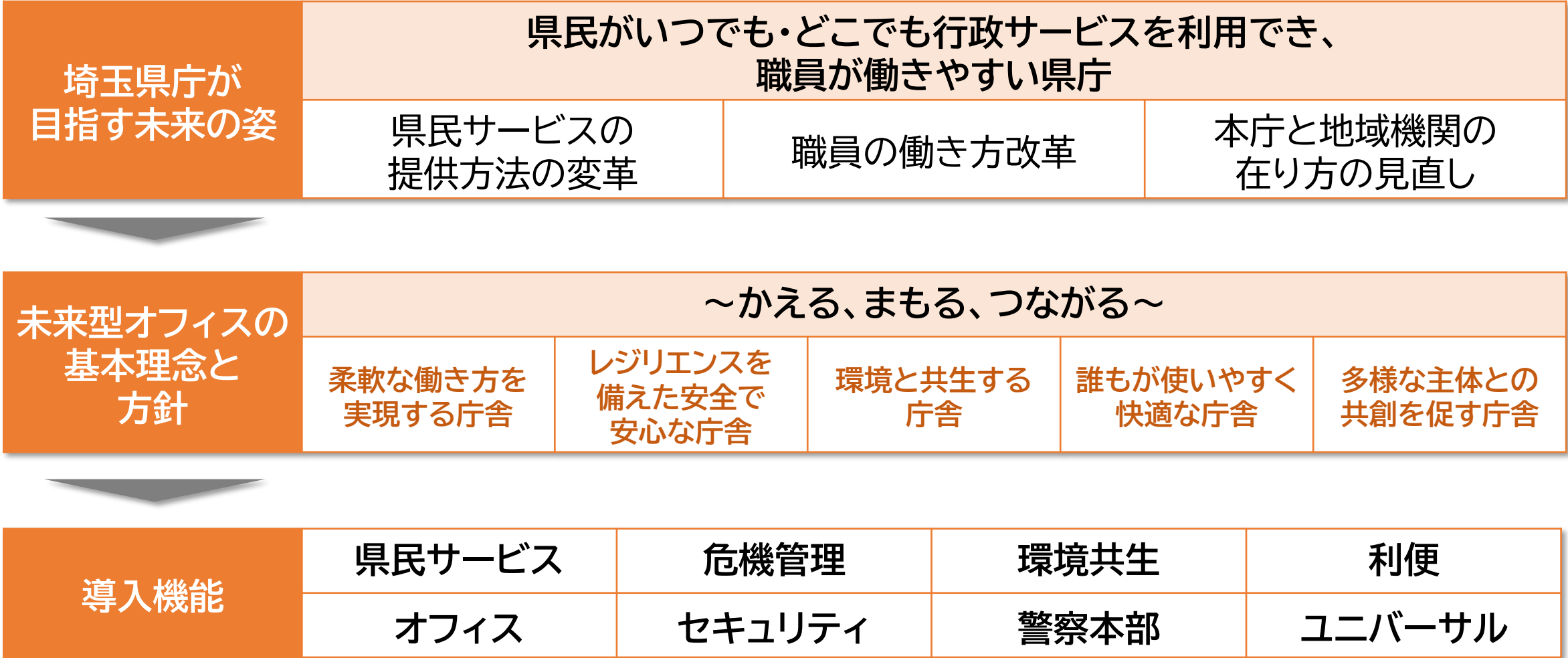
3

基本理念、基本方針、導入機能

- (1) 全体像
- (2) 県庁の目指す姿
- (3) 県庁舎(新しい浦和オフィス)の基本理念
- (4) 県庁舎(新しい浦和オフィス)の基本方針
- (5) 導入機能

(1)全体像

県庁が目指す姿を踏まえて、県庁舎の基本理念、方針、導入機能を次のとおり策定しました。



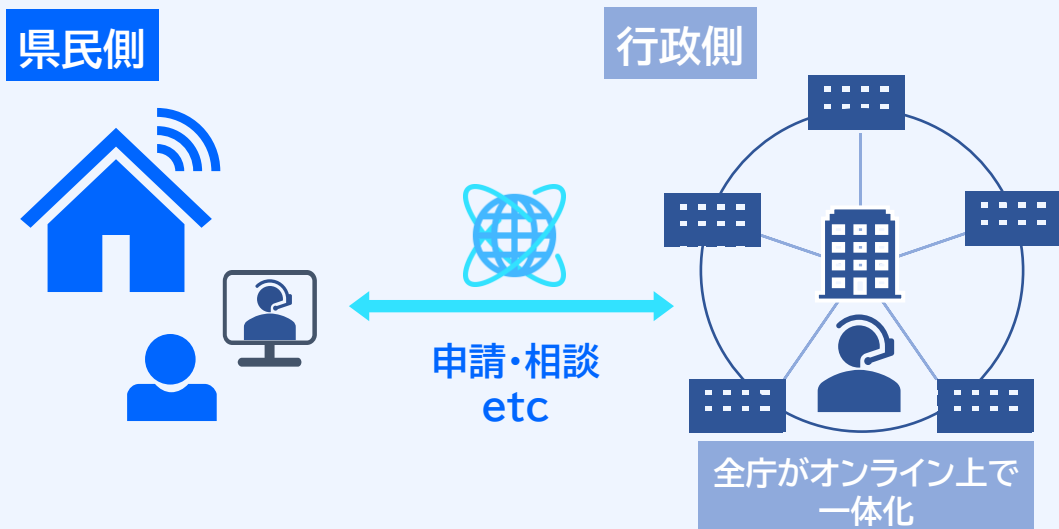
(2) 県庁の目指す姿

- 人口減少・超少子高齢化が進む中、デジタルの力で生産性を高め、より便利な県民サービスを実現することで、誰一人取り残されることのない、持続的に発展する社会を築いていく必要があります。
- 県庁舎の再整備を契機に、埼玉県庁が目指す未来の姿である、「県民がいつでもどこでも行政サービスを利用でき、職員が働きやすい未来の県庁」を実現していきます。

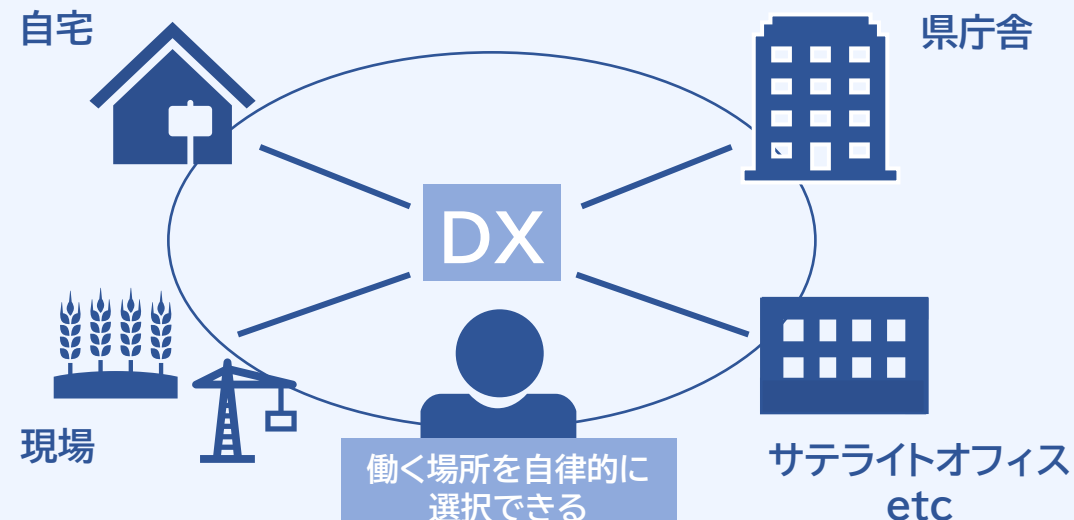
埼玉県庁が 目指す未来の姿

県民がいつでも・どこでも行政サービスを利用でき、職員が働きやすい県庁

オンラインで行政サービスを利用 ▶ 県民の利便性向上



場所に縛られない働き方 ▶ 職員の働きやすさ向上



(2)県庁の目指す姿 ①県民サービスの提供方法の変革

- ・ 様々な手続をオンライン化して申請等の効率化を図るとともに、利用者にとってより便利なサービスに変えることを目指します。
- ・ 県民サービスの提供方法の変革に伴い、窓口機能が変化することを踏まえ、県庁舎の再整備を計画します。

ア:県民サービスの提供方法

- 様々な手続をオンライン化して申請等の効率化を図るとともに、利用者にとってより便利なサービスへと変え、最終的にはスマートフォン等であらゆる手続が完結することを目指します。
- AI技術での相談・案内の自動対応等も行い、24時間いつでもどこでもワンストップで行政サービスを受けられるように整備します。
- オンライン化に当たっては、次の3つに配慮します。

デジタル
ファースト

ワンズ
オンリー

コネクテッド・
ワンストップ

イ:県民サービスの提供方法の変革に伴う庁舎の変化

- 新しいサービスの提供方法が進むと、県民が来庁する必要性がより低下します。
- 県庁舎は、単なる手続のための場所ではなく、対面での相談など、オンラインでは代替できない価値を提供する場として機能することが求められます。
- 県民サービスの提供方法の変革によって、窓口機能が大きく変化することを想定して計画します。

(2)県庁の目指す姿 ②職員の働き方改革

- 埼玉県庁は、場所に縛られない柔軟な働き方の定着を目指します。
- 職員の働き方改革に伴い、オフィス機能や規模が変化することを踏まえ、県庁舎の再整備を計画します。

ア:職員の働き方

- 本県は、場所に縛られない柔軟な働き方を実現し、「ABW(Activity-Based Working)*」が定着することを目指します。
- 職員は、県庁舎、サテライトオフィス、自宅等から働く場所を自律的に選択することが可能になります。
- その結果、自宅やその近くで勤務する職員が増加すると考えられます。また、将来的には、市町村の庁舎など、現場に近い場所で職員が市町村職員と協働する形も想定されます。
- このように、職員が分散して働く一方で、オンライン環境を活用してバーチャル空間で一体感を持ちながら業務を進めることが可能になります。

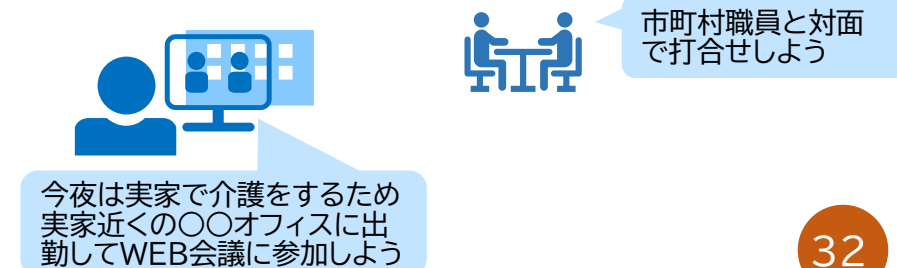


*ABWとは目的や業務内容に合わせて、自由に働く場所や時間を選択できる働き方

イ:働き方改革に伴う庁舎の変化

- 新しい働き方が進むと、県庁舎に登庁する意義が問われることになります。
- 県庁舎は、単なる勤務場所ではなく、対面での協議やコミュニケーション、高度な意思決定や多様な主体との連携、創造的な議論など、オンラインでは代替できない価値を提供する場として機能することが求められます。
- このようにオフィスの機能や規模が大きく変化することを想定して計画します。

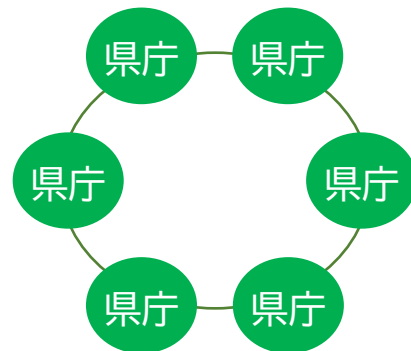
出張先・サテライトオフィス等



本庁と地域機関の同質化が進むことに伴い、建物の位置付けも未来型に転換する必要があります。

ア:組織の同質化という変化

- 現在の県の組織は、「本庁」と「地域機関」に分かれています。DXや働き方改革によって、自由に働ける環境が整うことにより、将来的にはその垣根が取り払われ、均一的かつ柔軟性の高い組織構造へと移行することが可能となります。
- いわば、『本庁と地域機関の同質化』が進むと考えられます。
- このような組織の同質化は、県庁全体の組織機動力を高め、県民サービスの提供及び県庁・県職員にとって最適な体制を構築可能にすると考えられます。



イ:建物の位置付けの変化

- 行政組織における「場所」の概念が変化するため、県庁舎の呼称についても見直します。
- 将来的には、「本庁舎」や「地方庁舎」といった、従来の位置付けから脱却し、「浦和オフィス」「〇〇オフィス」のような、機能を重視した柔軟な呼称に転換していきます。

ウ:県政の飛躍と発展

- 場所や区分に縛られない県庁舎の在り方を模索し、県全体が統合的に機能する組織体制を構築することが、今後の県政運営における重要な方向性と考えます。

(3)県庁舎(新しい浦和オフィス)の基本理念

- ・ 県庁の目指す姿を実現するために、県庁舎の再整備に当たっては、「時代の先を見据え、デジタル技術の進展と働き方改革を融合し、県民の利便性向上と、職員の生産性・創造性向上を両立させる」ことを基本理念とします。
- ・ 単なる建物の建替えではなく、デジタル技術の活用を前提にした新しい行政運営モデルを構築し、持続可能な県の発展に寄与する未来型オフィスを目指します。

未来型オフィスの理念 ～かえる、まもる、つながる～

かえる

- ✓ 県民サービスを変革する
- ✓ 働き方を変革する
- ✓ 県庁を変革する

まもる

- ✓ 県民の安全・安心をまもる
- ✓ 環境をまもる
- ✓ 持続可能な社会をまもる

つながる

- ✓ 多様な主体とつながる
- ✓ デジタル技術でつながる

(4)県庁舎(新しい浦和オフィス)の基本方針

県庁が目指す姿を踏まえて、県庁舎(新しい浦和オフィス)の基本理念、方針、導入機能を次のとおり策定しました。

1

柔軟な働き方を実現する庁舎

- ✓ デジタル技術の活用を前提として、職員の生産性・創造性向上を両立させる庁舎とします
- ✓ 職員のウェルビーイングを達成することで、県民サービスの向上を実現します
- ✓ 本庁と地域機関の役割の見直しも含め、新しい行政運営モデルを構築します

2

レジリエンスを備えた安全で安心な庁舎

- ✓ 大規模災害等の危機が起きても、被害を最小限に抑え、行政サービスを継続して提供可能なレジリエンス(強靭さ)と柔軟性を備えた庁舎を目指します
- ✓ 県民の安全・安心を守り、災害対応の拠点としての役割を果たせるよう、十分な性能を備えた施設を構築します

3

環境と共生する庁舎

- ✓ カーボンニュートラル社会の実現に寄与する高い環境性能を確保します
- ✓ 周辺環境と調和しながら環境負荷の少ない庁舎とします

4

誰もが使いやすく快適な庁舎

- ✓ 全ての県民が快適に利用できるようにユニバーサルデザインを徹底し、多様なニーズに対応した庁舎とします

5

多様な主体との共創を促す庁舎

- ✓ 多様な主体との協働・共創が生まれる拠点として、イノベーションの創出を促す庁舎を目指します

(5)機能①県民サービス機能

- 「特定の庁舎で特定の手続をする」という従来の方式から、いつでもどこでも行政サービスを利用できる環境を整備します。そのため、県庁舎(浦和オフィス)には、職員と来庁しない県民、または来庁者と遠方の庁舎の職員がオンラインで相談や手続を行えるスペースなどを設けます。
- 対面での相談や手続を希望する県民が職員と快適に話し合える空間を構築します。さらに、県民サービス機能は低層階に集約することで、来庁者にとってわかりやすく、利便性の高い空間を提供します。

県民サービス機能の概要

- デジタル技術の普及・定着に伴い、オンライン上での相談・手続が当たり前になることが想定されます。
- 県民は、いつでもどこでも行政サービスを利用できる環境を整備します。
- 具体的には、オンライン相談スペースやバーチャル上の案内を設けます。
- 県庁舎(浦和オフィス)には、県民が職員に相談できる快適な空間を構築します。
県民サービス機能は、低層階に集約し、総合窓口や予約制の導入などにより、来庁者にとって分かりやすく利便性の高いサービスを提供します。

オンライン相談のイメージ



離れた庁舎の職員とも対話可能な個人手続用のブース
(出典:富田林市HP)

(5)機能②オフィス機能

- 柔軟な働き方を可能にする庁舎を整備し、職員のワークエンゲージメント*向上とウェルビーイングの実現を目指します。そのため、ABW(アクティビティ・ベースド・ワーキング)を採用したオフィスを導入します。

ア:オフィス機能の概要

- 柔軟な働き方を実現する庁舎を実現するために、ABWの働き方を可能とするオフィスとします。
- 具体的には、コミュニケーションスペースや集中ブース等、多様なワークスペースを整備します。
- 課を超えたコミュニケーションを促すため、マグネットスペース等の導入を検討します。
- さらに、遠隔地とのリアルなコミュニケーションを実現する遠隔臨場などのデジタル技術の導入を検討します。
- 職員が柔軟な働き方を実現することで、ワークエンゲージメントの向上が期待されます。これにより、職員が生き生きと健康に働けるウェルビーイングの実現を目指したオフィスを構築します。



コミュニケーションスペースの例
(埼玉県ワークエンゲージメント向上オフィス推進事業) (出典:ジョーンズ ラング ラサール(株)提供)



マグネットスペースの例



現地状況を映像で共有



遠隔臨場のイメージ

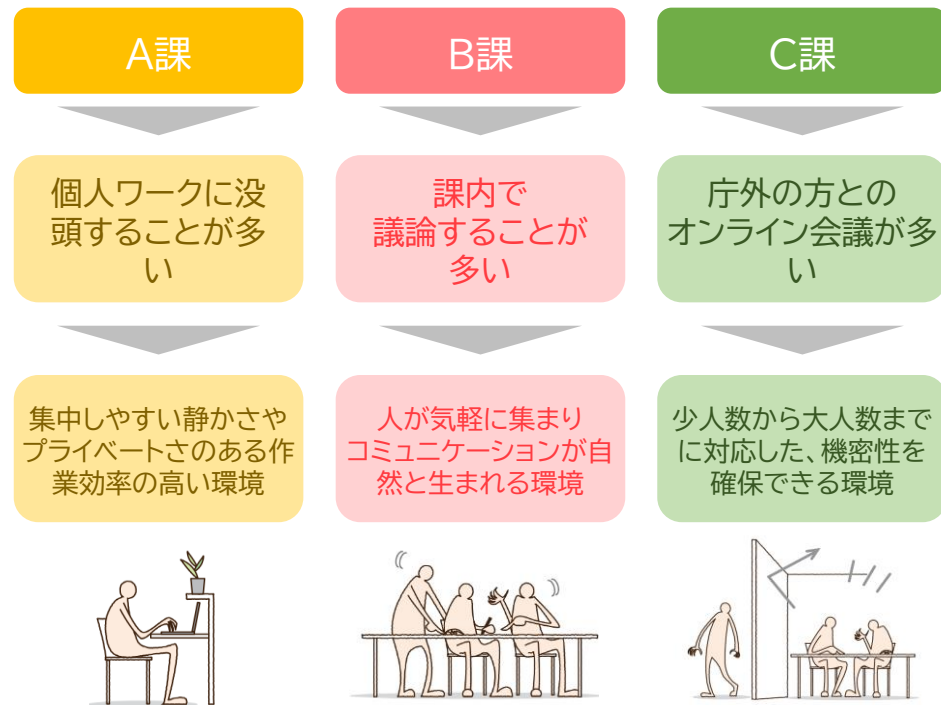
(ウェアラブルカメラ等により現場の画面をリアルタイムで共有可能)

*ワークエンゲージメントとは、仕事にやりがい(誇り)を感じ、熱心に取り組み、仕事から活力を得ている状態のこと

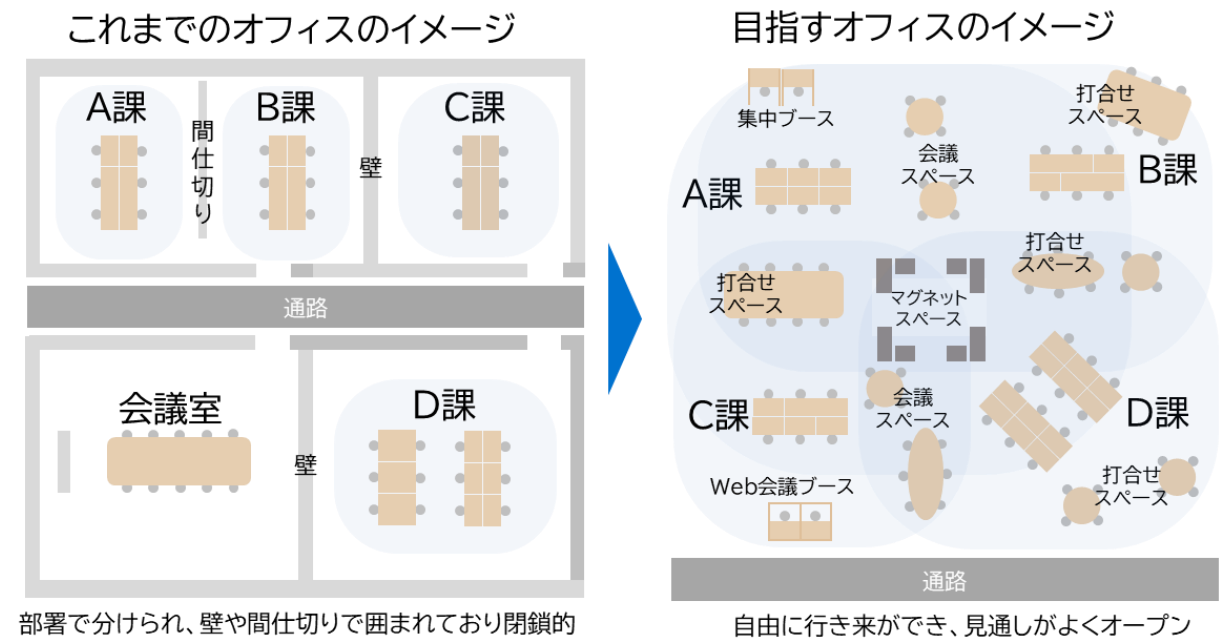
(5)機能②オフィス機能

- 各課の業務の特性等が異なることから、部・課ごとにオフィスをカスタマイズすることとし、各課の業務の特性等を踏まえた機能、レイアウト、座席運用を採用します。
- コミュニケーションの活性化やスペースの有効活用を図るため、執務室は、間仕切りやひな壇席のないオープンな空間とします。
- フリーアドレスを基本とし、各課のスペースを融合させることを想定します。

イ:各課の業務特性に合わせたオフィス環境イメージ



ウ:これから目指すオフィスのレイアウトイメージ



(5)機能③危機管理機能

- ・ 災害対策拠点施設として十分な耐震性能を確保するため、耐震安全性は、「構造体Ⅰ類・建築非構造部材A類・建築設備等甲類」を目標とします。
- ・ 近年の都道府県庁舎においてハード面の対策事例のないテロ(ミサイル等)・噴火等に対して、どの程度の対策を行うべきか、費用対効果を含め引き続き検討します。

ア:危機管理機能の概要

- 庁舎は災害応急対策活動の拠点になることから、官庁施設の基準に準ずる形で、「構造体Ⅰ類・非構造部材A類・建築設備甲類」を満たすこととします。
- 発災直後の事業継続性の観点から免震構造を採用することを検討します。
- 危機管理の対象とする想定災害は、自然災害(地震・洪水・土砂災害・噴火・落雷・新興感染症)のほか、事故(火災・停電等)、その他(テロ・サイバー攻撃)も考えられます。
- 近年の都道府県庁舎においてハード面の対策事例のないテロ(ミサイル等)・噴火に対して、どの程度の対策を行うべきか、費用対効果を含め引き続き検討します。
- また、利便機能等のスペースを庁舎に導入する際には、災害用スペースとして転用できるようにするなど、フェーズフリーの考え方を取り入れます。

イ:官庁施設*の総合耐震・対津波計画基準

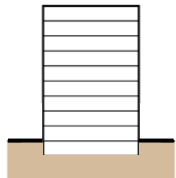
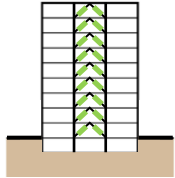
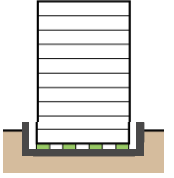
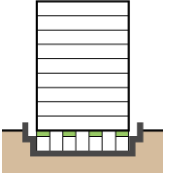
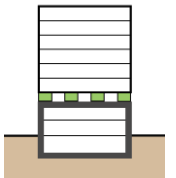
部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

* 官庁施設とは国家機関の建築物及びその付帯施設のこと
出所： 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年制定)

(5)機能③危機管理機能

- 大地震動後も建物内部の被害を最小限に抑え、事業継続を可能とするため、免震構造が有効と考えられます。そのため、発災直後の事業継続性の観点から、免震構造を採用することを検討します。
- 免震構造の中でも複数の形式があり、今後施設計画に合わせて適切な形式を選択していく必要があります。

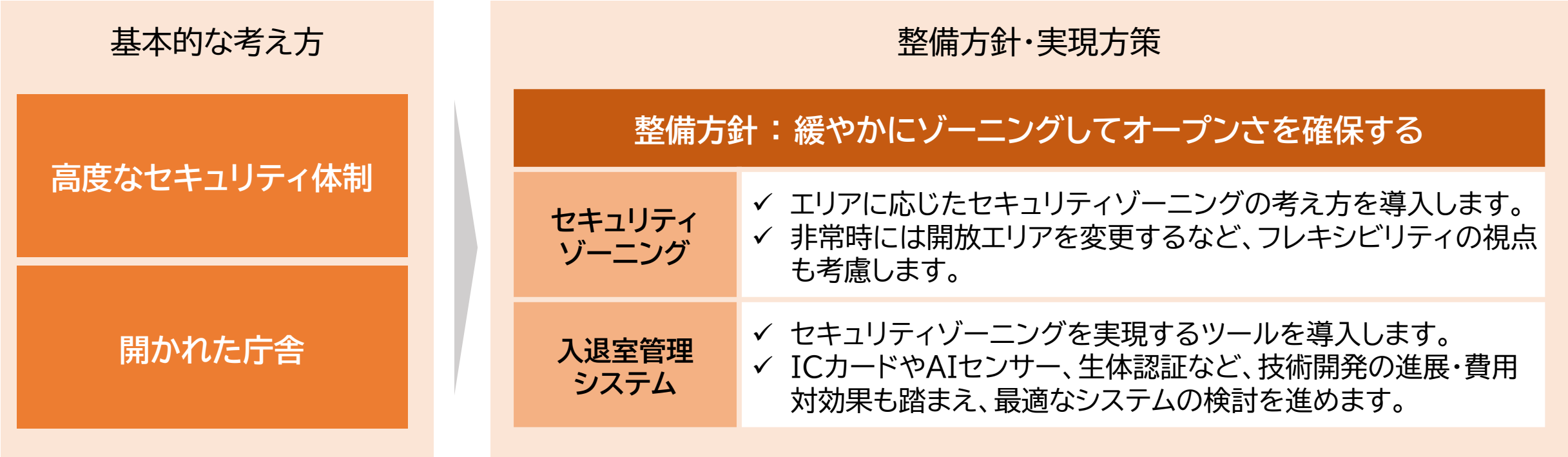
構造形式

	耐震	制震	免震		
			基礎免震	柱頭免震	中間層免震
イメージ図					
概要	一般的な構造	制震装置を設ける方法	基礎に免震層を設ける手法	柱頭に免震装置を設ける手法	中間階に免震層を設ける手法
安全性・業務継続性	✓ 制振・免震構造に比べ、地震時の横揺れが大きい ✓ 大地震後において、建物内部の被害が大きく業務継続に支障を来す可能性あり	✓ 耐震構造に比べ、建物の揺れ・変形を抑えられる ✓ 大地震後において、業務などの最低限の活動に必要な機能が確保される	✓ 耐震・制震構造に比べ、建物の揺れ・変形を抑えられる ✓ 大地震後においても、業務遂行などの主要な機能が確保される ✓ 全階が免震対象となる	✓ 耐震・制震構造に比べ、建物の揺れ・変形を抑えられる ✓ 大地震後においても、業務遂行などの主要な機能が確保される ✓ 一部の階を除き建物の大部分が免震対象となる（建物全体で耐震性能を満たす）	✓ 耐震・制震構造に比べ、建物の揺れ・変形を抑えられる ✓ 大地震後においても、業務遂行などの主要な機能が確保される ✓ 免震対象は免震層上部となる（建物全体で耐震性能を満たす）
計画の自由度	✓ ブレース・耐震壁等の位置に配慮した計画が必要	✓ 制震ブレース等の位置に配慮した計画が必要	✓ 屋内に免震クリアランスが不要のため、内部プランの計画の自由度が高い ✓ 建物外周に擁壁・免震クリアランスが必要となり、工事が大規模かつ余裕を考慮したスペースが必要	✓ 免震部材直下の柱が大きくなり、平面計画への影響がある ※ 免震層を地下の駐車場階に設ける場合等に適する	✓ 非免震階において免震クリアランスや耐震壁が必要なため、平面計画への影響が大きい ※ 超高層の複合建築等に適する
コスト	1.0	1.05	1.3	1.05～1.1	1.05～1.1

免震層の構成の違いにより複数の構造形式があります。コストは、地下の階数や計画の内容により変動します。

(5)機能④セキュリティ機能

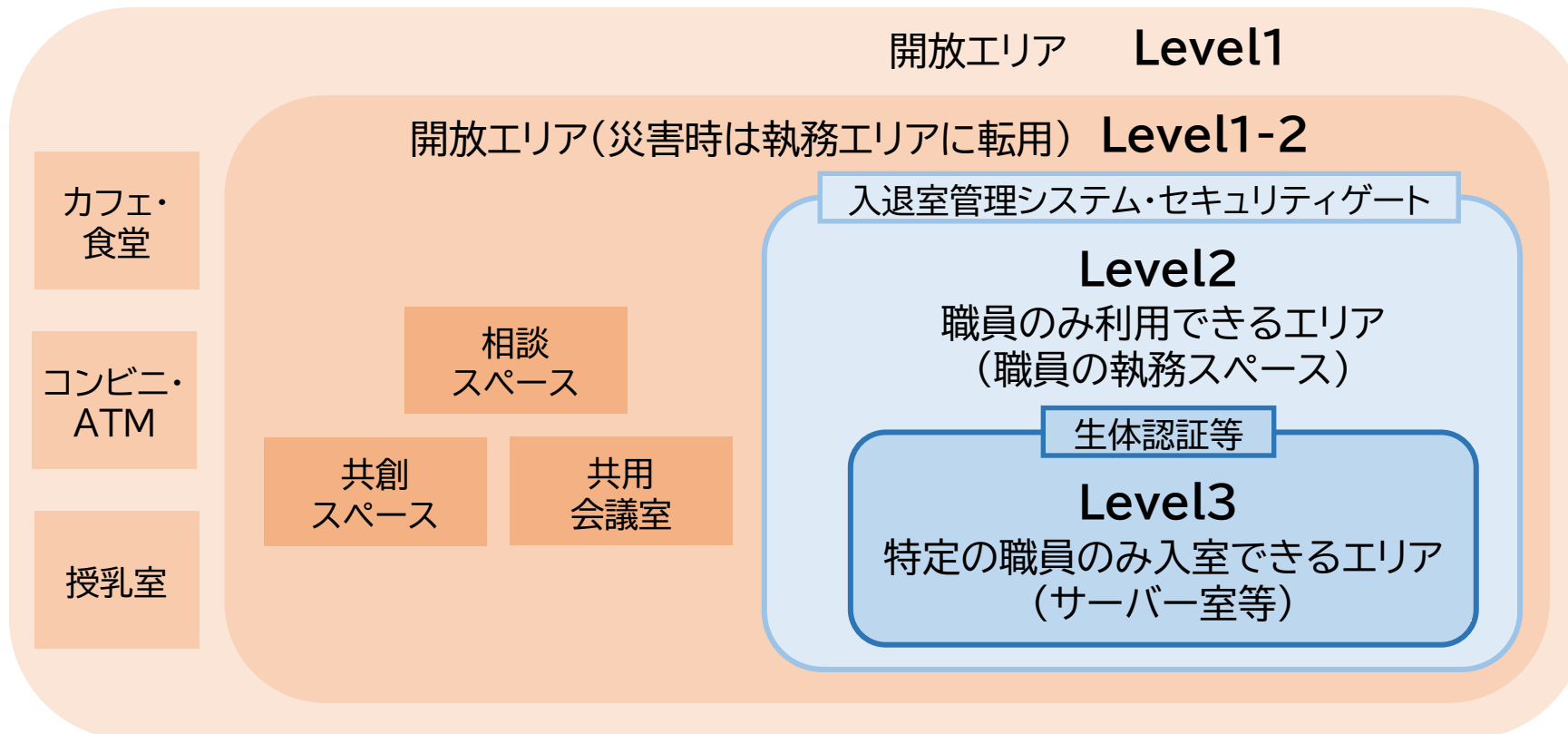
- ・庁舎は、個人情報等の秘匿性の高い情報を管理している施設であり、高度なセキュリティ体制の構築が必要です。
- ・一方で、利用者が原則従業員に限られる民間オフィスとは異なり、庁舎は県民誰もが使う施設であることから、「開かれた県庁」であることも重要です。
- ・そのため、施設の配置を工夫し、さらに入退室管理システムを導入することで、エリアごとのセキュリティゾーニングを実現します。これにより、ゾーニングを緩やかにしながら、オープンな環境を確保することを目指します。



(5)機能④セキュリティ機能

- エリアごとのセキュリティゾーニングを整備し、入退室管理システムを導入することで、高度なセキュリティと「開かれた県庁」としてのオープンな環境を両立させます。
- セキュリティゾーニングの設定にあたっては、非常時に開放エリアを執務エリアとして転用するなど、フレキシビリティ(柔軟性)の視点も導入します。

セキュリティゾーニングのイメージ



入退室管理システムのイメージ



神奈川県庁新庁舎 ICカード認証システム
(出典:神奈川県HP)

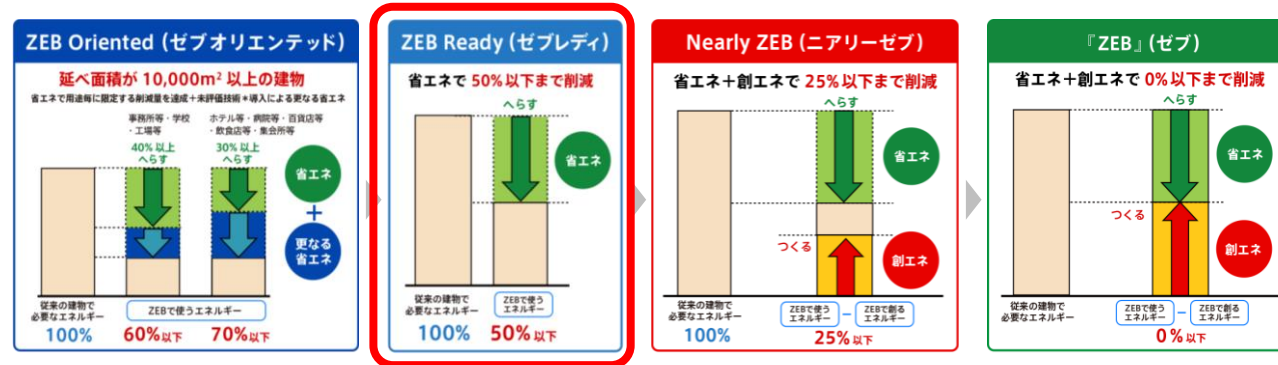
技術開発の進展を踏まえ、
AIの活用や生体認証など、
適切なシステムの導入を検討します。

(5)機能⑤環境共生機能

- 脱炭素社会に向けて、省エネルギー性能の確保・再生可能エネルギーの活用・サーキュラーエコノミーの推進・木造木質化等による環境共生型庁舎の実現を目指します。
- ZEB Ready相当・CASBEE Sランク相当を環境性能の目標とした上で、省エネルギー性能のさらなる向上と再生可能エネルギーの積極的な活用を検討します。

ア:ZEB(Net Zero Energy Building)

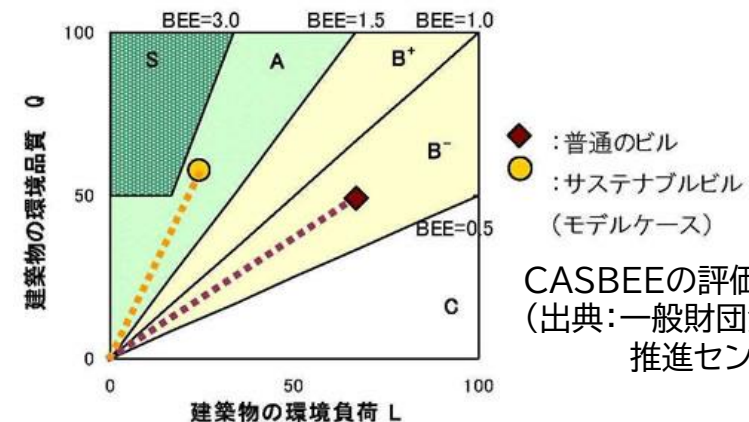
- 年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロ以下とすることを目的し、4段階のZEBが定義されています。
- ZEB Readyは再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減を満たす建築物をいいます。



ZEBの定義
(出典:環境省 ZEB PORTAL)

イ: CASBEE (建築物環境総合性能評価システム)

- 建築物の省エネ・省資源等の環境負荷の削減と、室内の快適性や景観への配慮等の環境品質の向上を、総合的に評価する評価制度です。
- 高い環境品質を低い環境負荷で実現している場合に、高い評価となります。Sランクは5段階評価の最高ランクであり、近年は県庁舎においてもSランクを取得した事例があります。



(5)機能⑤環境共生機能

- ・ 集成材やCLT*、県産材の内外装への導入といった木造木質化を検討します。
- ・ サーキュラーエコノミーの推進に当たっては、既存建築物の部分的な活用やリサイクル資材の利用等を検討します。

ウ:木造木質化

- 木造化については、集成材やCLTの部分的な導入の可能性を検討します。
- 木質化については、県産材(スギ・ヒノキ等)の内外装への導入を積極的に検討します。

木造化の事例



長崎県庁舎(竣工2018年)
行政棟8階展望施設の柱梁に
純木質耐火集成材を採用
(出典:長崎県 HP)

木質化の事例

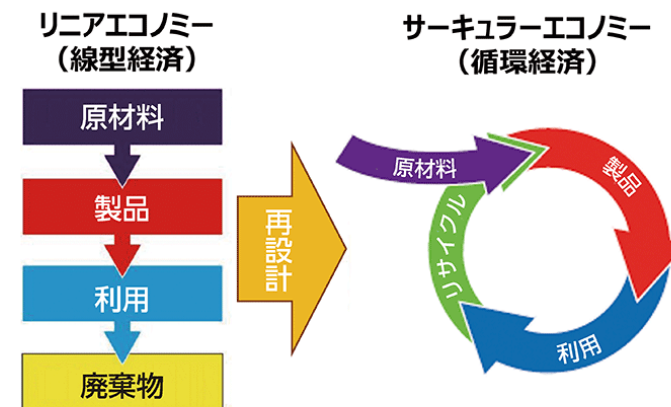


岐阜県庁舎(竣工2022年)
(使用県産材:スギ、ヒノキ)
エントランスホール、展望ロビーの内装
議場の内装、什器の木質化
(出典:岐阜県 HP)

*CLTとは、木の板を繊維方向が直角に交わるように重ねて接着したパネル

エ:サーキュラーエコノミーの推進

- サーキュラーエコノミーとは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のことです。
- サーキュラーエコノミーの推進に当たっては、省エネルギー性能の確保、再生可能エネルギーの活用、木造木質化の取組に加えて、既存建築物の部分的な活用やリサイクル資材の利用等を検討します。



資料：オランダ「A Circular Economy in the Netherlands by 2050 -Government-wide Program for a Circular Economy」(2016) より環境省作成

サーキュラーエコノミーの定義
(出典:環境省 令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書)

(5)機能⑥警察本部

- ・ 県民の安全・安心を確保するため、警察本部庁舎を独立庁舎として新設し、分散化した警察本部機能を一元化することで、災害対応等、各種警察活動の拠点としての役割を果たします。
- ・ 警察が取り扱う捜査情報や個人情報を適切に管理するほか、警察本部庁舎を標的としたテロ等に対処するため、高度なセキュリティを確保した施設を整備します。

ア:各種警察活動の効率化

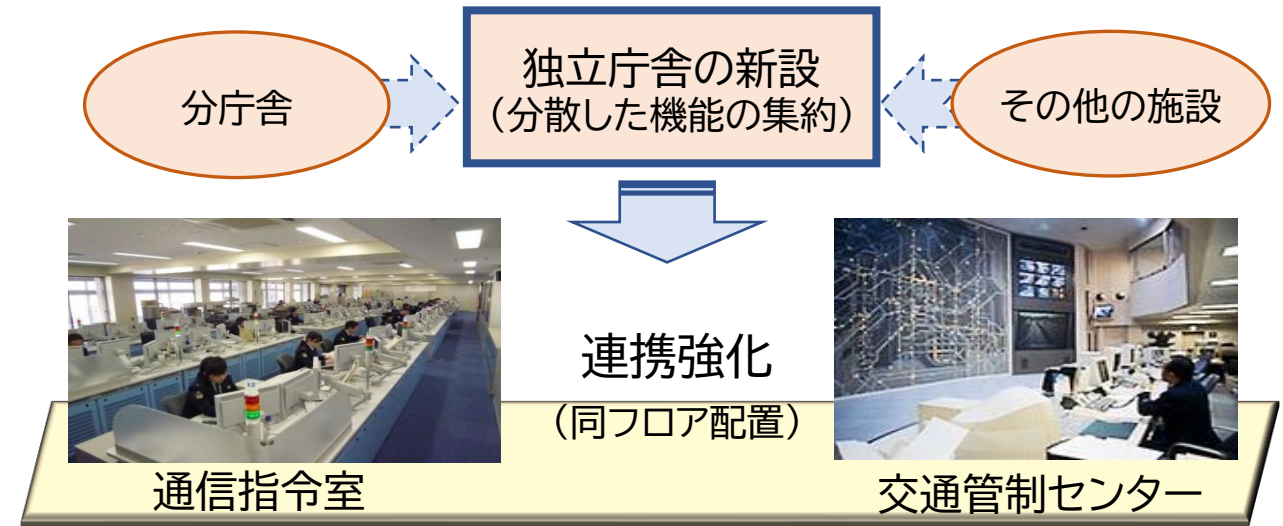
- 分散した警察本部機能を独立庁舎に集約することで、必要な態勢を構築し、効率的かつ効果的な各種警察活動を推進します。

イ:事態対処能力の強化

- 通信指令室、交通管制センター等の関連機能を近傍配置することで、各課室の連携を強化し、大規模災害や重大事件等への対処能力の強化を図ります。

ウ:高度なセキュリティの確保

- 庁舎出入口の一本化、セキュリティゲートの設置、防犯カメラの設置(庁舎内・外部)、必要に応じた課室等の個別セキュリティ機能の導入など、高度なセキュリティを確保します。



(5)機能⑦利便機能

- DX化の進展や新しい働き方の浸透を踏まえ、県民や職員の利便性を高める機能を導入します。
- 有事の際には防災スペースに転用できるなど、フレキシビリティ(柔軟性)を考慮した活用を想定します。
- 県民等向け機能のうち、賑わいを創出する機能の導入については、広域自治体の庁舎の在り方の観点から慎重に検討を進めます。

ア:利便機能の概要

- DX化の進展や新しい働き方の浸透を踏まえ、県民や職員の利便性を高める機能を導入します。
- 多様な主体との連携・協働による地域課題の解決に向け、県民・県内市町村・企業等との連携を高める機能の導入を検討します(詳細は次頁)。
- 導入に当たっては、フレキシビリティの視点から、有事の際に防災スペースに転用できるなど、県民の生命を守る機能や行政機能継続のためのスペースとしての活用も想定します。
- 県民等向け機能のうち、賑わいを創出する機能については、広域自治体の庁舎の在り方・役割の観点から、その導入を慎重に検討します。

イ:導入が考えられる利便機能

県民等向け

- 活動・交流スペース
- 情報発信スペース
- 授乳室

職員向け

- 福利厚生施設
- 仮眠室・更衣室

双方向け

- コンビニエンスストア・ATM
- カフェ・食堂
- 共創スペース

(5)機能⑦利便機能

- ・ 複雑化する地域課題を解決するためには、県職員のみならず、多様な主体との連携・協働が求められます。
- ・ 将来の県庁舎(浦和オフィス)を「県の未来を考え、問題を解決し、発信する中心地」と位置づけ、共創スペースの導入によって、県民・県内市町村・企業等との連携を強化することを図ります。

ア:共創スペース

- 複雑化する地域課題を解決するためには、県職員のみならず、多様な主体との連携・協働が求められます。
- そこで、県庁舎(浦和オフィス)のイメージを、「手続・相談を行う場所」から「県の未来を考え、問題を解決し、発信する中心地」に転換し、県の課題を共創によって解決する拠点として位置づけます。
- そのため、多様な主体との連携・協働を円滑化することを目的として、共創スペースを導入し、県民・県内市町村・企業等との連携を強化することを図ります。



三菱電機株式会社が新設した社外との共創エリア。(出典:三菱電機HP)

イ:共創スペースのイメージ



- ✓ 様々な主体が共創スペースで働くことによって、諸問題に対して議論しアイデアを出し合ったり、互いの疑問に答えたりすることがすぐにできる
- ✓ 共創により解決したい問題、共創している事業の内容、解決された問題等をオープンに情報発信する
- ✓ これらの取組により、県の事業及び民間のビジネスが円滑に進展することが期待され、結果として県が抱える諸問題の解決が図られていると考えられる

(5)機能⑧ユニバーサル機能

- ・ あらゆる来庁者・職員にとって、安全で快適に過ごせる空間とします。
- ・ 多様なニーズに対応できる設備や案内を備え、あらゆる方が利用しやすい空間づくりをします。

ユニバーサル機能の概要

- 県庁舎(浦和オフィス)には、多様な人々が訪れることを想定していることから、誰もが安心して気持ちよく過ごすことができる空間・環境とする必要があります。
- そこで、「埼玉県ユニバーサルデザイン推進基本方針」等に基づき、「誰にとってもわかりやすく」「あらゆる来庁者が利用しやすく」「様々なニーズに対応した」施設とします。



(埼玉県本庁舎地下1階トイレリノベーション工事)

誰にとってもわかりやすい空間

あらゆる来庁者が利用しやすい空間

様々なニーズに対応した設備

多言語対応、音声案内機能、
視覚障がい者向けの誘導ブロック、
カラーユニバーサルデザイン 等

車いす利用者や補助犬を伴う方など、
様々な利用者が使いやすい空間・動線の確保

様々な利用者に配慮されたトイレ、
子育て中の方向けの設備(授乳室・搾乳室)等

本日の議題

1

今後の検討スケジュール

2

基本構想・基本計画の
検討状況

3

再整備位置の検討状況

4

その他

①

今後の検討スケジュール

①

これまでの検討状況

①

これまでの検討状況

①

意識醸成の取組

②

基本構想・基本計画とは

②

今後の進め方

③

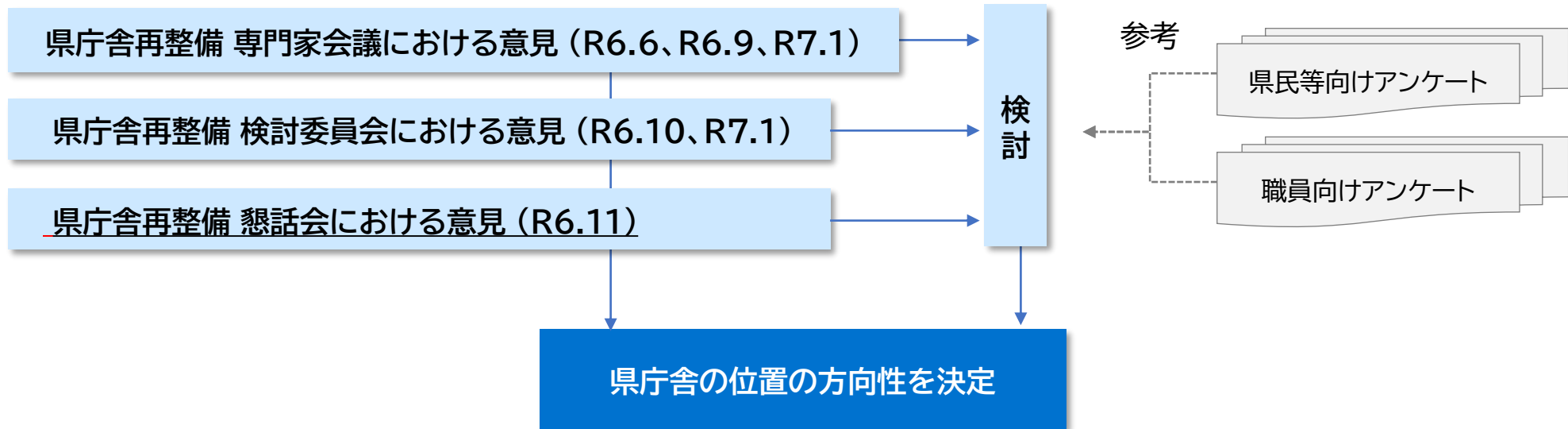
現在の検討状況

県庁舎の位置に関する意見について(位置の検討)

【県庁舎の位置に関する知事答弁の概要（令和6年6月定例会 一般質問）】

- 県庁舎の位置については、地方自治法第4条第2項に事務所の位置に関する定めがあり、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」とされている。
- 将来の事務所のあるべき姿を想定し、その意義や事務所の立地が周辺地域に与える影響なども考慮する必要がある。
- 幅広い御意見をお聴きした上で、今年度(令和6年度)中を目途に、県庁舎の位置について一定の方向性を示していきたい。

【県庁舎の位置の検討フロー】



これまでの検討状況について

開催日等	会議等	内容及び結果
令和6年6月6日	第3回県庁舎再整備専門家会議	現在地建替えと移転のメリット・デメリットを整理した
令和6年7月から 令和6年8月まで	県民等向けアンケートの実施 職員向けアンケートの実施	県民等向けアンケート及び職員向けアンケートを実施した
令和6年9月24日	第4回県庁舎再整備専門家会議	現庁舎が立地する「さいたま地域」の評価を実施した
令和6年10月24日	第1回県庁舎再整備検討委員会	現庁舎が立地する「さいたま地域」の評価を実施した
令和6年10月25日	市町村への土地提供意向の確認	県内市町村に対して、県庁舎誘致のための土地提供に関する意見照会を実施したが、具体的な土地の提供に関する意向はなかった
令和6年11月26日	第1回県庁舎再整備懇話会	現在地の状況、現在地建替えと移転のメリット・デメリットについて整理した
令和7年1月20日	第5回県庁舎再整備専門家会議	県有地で活用が考えられる未利用地等の4地点と現在地を再整備候補地として、比較評価を実施した（主な意見） ・ 交通アクセスの評価を見る限り、現在地もしくは浦和美園が優位である ・ 災害時に県庁が機能するかが最も重要である。現在地と浦和美園では浸水想定区域等に差があり、その点については慎重に検討する必要がある
令和7年1月30日	第2回県庁舎再整備検討委員会	県有地で活用が考えられる未利用地等の4地点と現在地を再整備候補地として、比較評価を実施した（主な意見） ・ 周辺のまちづくりと一体的に検討する必要がある ・ 建設期間やコスト面の比較について検討する必要がある

- 第4回専門家会議で「将来的に候補地の比較評価を行う必要が生じる場合は、エリア(地域)単位では広範すぎるので地点レベルで比較する必要がある」との意見があった。前提となる適当な用地が確認できるか状況を整理した。
- 具体的には、県内の鉄道駅周辺*1を対象に、条件*2に合致する県有地がないかを確認した。
- その結果、111か所の県有地が条件に合致した。主なものとしては、県立高校敷地(跡地含む)が80か所、県営公園敷地が11か所、県営住宅敷地が6か所であった。

*1:「周辺」とは、直線距離で半径1.2km圏内とする(現庁舎～浦和駅間の距離である800mの1.5倍)。
*2:「条件」とは、30,000㎡程度以上の用地とする(現庁舎の敷地面積は、約67,000㎡である)。

- そのうち、未利用の土地 及び 現在は利用中だが今後利用が終了することが見込まれる土地は以下の4か所であった。

【未利用】

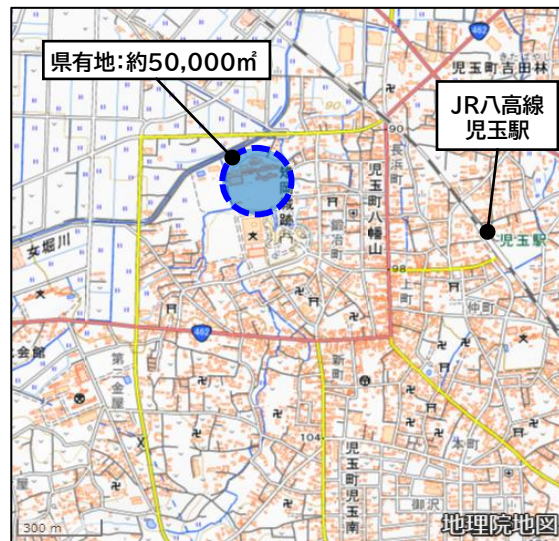
地点		現況	これまでの用途	地域	面積(㎡)	最寄り駅
A地点	旧県立児玉高等学校跡地 (本庄市児玉町)	未利用	県立高校	北部地域	50,128	JR八高線・児玉駅
B地点	未利用県有地 (さいたま市緑区美園)	未利用	-	さいたま地域	29,979	埼玉高速鉄道線・浦和美園駅

【現在は利用中であるが、今後利用が終了することが見込まれる】

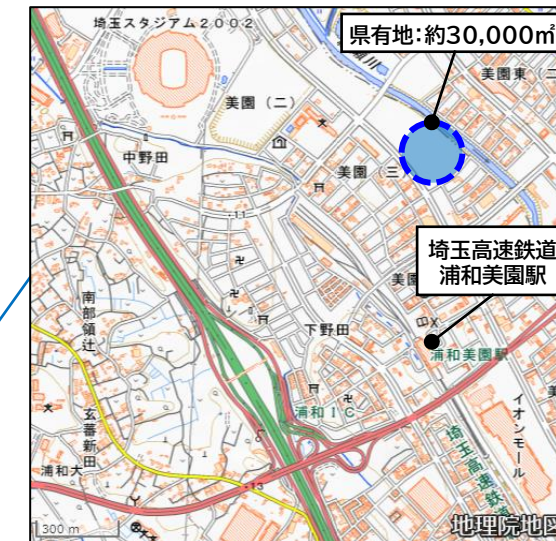
地点		現況	今後の用途	地域	面積(㎡)	最寄り駅
C地点	国立女性教育会館 (嵐山町菅谷)	貸付中(社会教育施設)	未定	川越比企地域	124,238	東武東上線・武蔵嵐山駅
D地点	県立皆野高等学校 (皆野町大淵)	利用中(県立高校)	未定	秩父地域	43,305	秩父鉄道・皆野駅

地図情報の出典:国土地理院ウェブサイト(<https://www.gsi.go.jp>)
鉄道駅の場所、県有地の場所及び面積は埼玉県が図示して作成

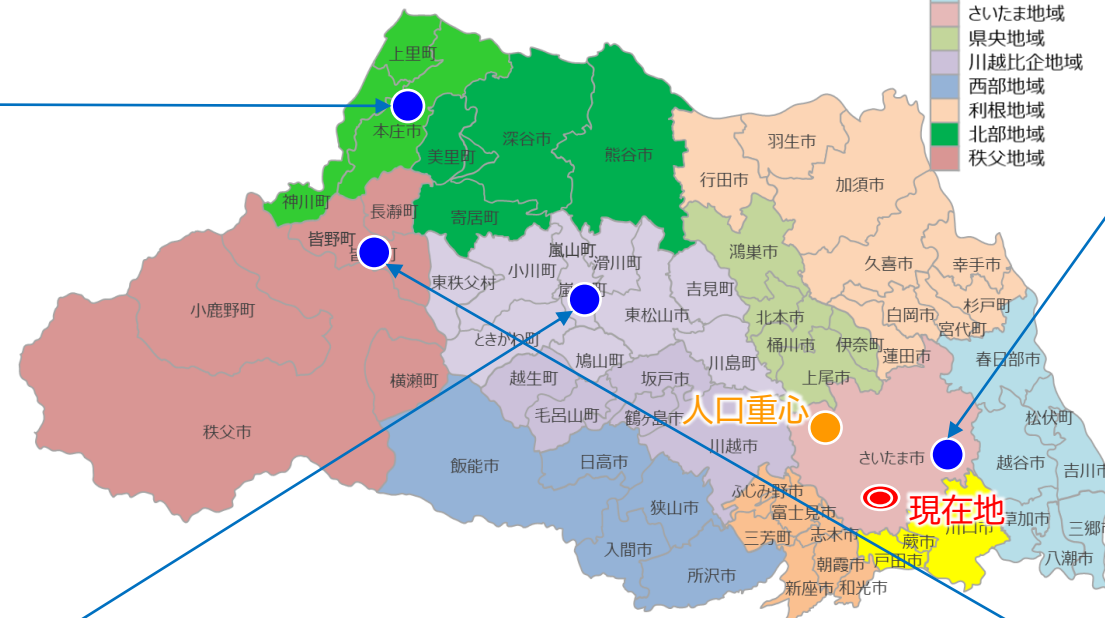
【A地点:旧県立児玉高等学校跡地】



【B地点:緑区美園 未利用県有地】



【C地点:国立女性教育会館】



【D地点:県立皆野高等学校】



- 市町村へ土地の提供などの照会を行ったが、土地提供に関する回答はなかったため、県有地で活用が考えられる未利用地等の4地点と現在地を再整備候補地として、地点の比較評価を行う。
- 比較評価の項目は第4回専門家会議で示した、交通アクセス、都市整備の状況、災害リスク・災害対策のほか、以下に記載の項目も追加する。

比較項目	評価の視点
✓ 交通アクセス① (県民・事業者の利便性)	➢ 広域交通の状況(最寄り鉄道駅の乗降者数、高速道路IC及び主要な幹線道路との近接性) ➢ 人口重心からの距離
✓ 交通アクセス② (職員の利便性)	➢ 広域交通の状況(最寄り鉄道駅の乗降者数) ➢ 通勤時間の変化(職員の居住地からの距離)
✓ 都市整備の状況	➢ 人口、官公庁、企業、情報等の集積度 ➢ 道路・下水道・ガス等の整備状況、整備の必要性
✓ 災害リスク・災害対応	➢ 液状化のリスク ➢ 土砂災害警戒区域の該当状況 ➢ 浸水想定区域の該当状況 ➢ 活断層の位置等を踏まえた想定地震の震度 ➢ 緊急輸送道路との近接性
✓ まちづくりの影響等	➢ 総合振興計画における位置づけ、都市計画、地区計画等の状況
✓ 用地の面積・形状	➢ 建物配置への影響

再整備候補地の比較評価(比較評価1／2)

【第5回専門家会議資料】
【令和6年度第2回検討委員会資料】

比較項目		現在地		A旧県立児玉高等学校跡地		B緑区美園の未利用県有地		C国立女性教育会館		D県立皆野高等学校	
		さいたま地域・約67,000㎡		北部地域・約50,000㎡		さいたま地域・約30,000㎡		川越比企地域・約124,000㎡		秩父地域・約43,000㎡	
交通アクセス① (県民・事業者)	広域交通 (鉄道、道路)	◎	➢ 最寄り駅:浦和駅 ➢ 乗降者数:17万人/日 ➢ 高速道路:浦和南IC ➢ 幹線道路:国道17号に隣接	×	➢ 最寄り駅:児玉駅 ➢ 乗降者数:700人/日 ➢ 高速道路:本庄児玉IC ➢ 幹線道路:国道462号に近接	○	➢ 最寄り駅:浦和美園駅 ➢ 乗降者数:2万人/日 ➢ 高速道路:浦和IC ➢ 幹線道路:国道122号、463号に近接	▲	➢ 最寄り駅:武蔵嵐山駅 ➢ 乗降者数:6千人/日 ➢ 高速道路:東松山IC ➢ 幹線道路:国道254号に隣接	×	➢ 最寄り駅:皆野駅 ➢ 乗降者数:800人/日 ➢ 高速道路:なし ➢ 幹線道路:県道44号線(主要地方道)に近接
	人口重心	○	➢ 近い (直線距離 約10km)	▲	➢ 遠い (直線距離 約50km)	○	➢ 近い (直線距離 約14km)	▲	➢ やや遠い (直線距離 約25km)	▲	➢ 遠い (直線距離 約47km)
交通アクセス② (職員)	広域交通 (鉄道)	◎	➢ 上記広域交通(鉄道)と同じ	×	➢ 上記広域交通(鉄道)と同じ	○	➢ 上記広域交通(鉄道)と同じ	▲	➢ 上記広域交通(鉄道)と同じ	×	➢ 上記広域交通(鉄道)と同じ
	通勤時間の 変化	◎	➢ 変更なし	▲	➢ 多くの職員の通勤時間増加が想定される ➢ 職員及び家族のライフプラン等に変更が生じうる	○	➢ 乗換えにより通勤時間増加が想定される ➢ 職員及び家族のライフプラン等に変更が生じうる	▲	➢ 多くの職員の通勤時間増加が想定される ➢ 職員及び家族のライフプラン等に変更が生じうる	▲	➢ 多くの職員の通勤時間増加が想定される ➢ 職員及び家族のライフプラン等に変更が生じうる
都市整備の状況	人口、官公庁、 企業、情報等の 集積度	○	➢ さいたま地域は県内で最も集積している	▲	➢ さいたま地域(現在地及びB地点)と比較すると集積度は低い	○	➢ さいたま地域は県内で最も集積している	▲	➢ さいたま地域(現在地及びB地点)と比較すると集積度は低い	▲	➢ さいたま地域(現在地及びB地点)と比較すると集積度は低い
	道路・下水道・ ガス等の整備 状況	○	➢ 充足している (追加整備不要)	▲	➢ 周辺道路の拡幅整備が必要 ➢ 都市ガス供給エリア外	○	➢ 充足している (追加整備不要)	▲	➢ 下水道未整備 ➢ 都市ガス供給エリア外	▲	➢ 周辺道路の拡幅整備が必要 ➢ 下水道未整備 ➢ 都市ガス供給エリア外

凡例 ◎:他の地点より特に優れているもの、課題がないもの ○:他の地点より優れているもの、課題がないもの ▲:他の地点より劣るもの、課題があるが支障が少ないもの ×:他の地点より特に劣るもの、課題が大きいもの

※ 乗降者数は、「埼玉県鉄道関係データ・県内駅・利用者数ランキング(令和4年度)」から。A地点のみ「令和元年度 国土交通省国土政策局・国土数値情報(駅別乗降客数データ)」から。

※ 「人口、官公庁、企業、情報等の集積度」については、地点で評価するのは難しいため、県内10地域の評価

再整備候補地の比較評価(比較評価2／2)

【第5回専門家会議資料】
【令和6年度第2回検討委員会資料】

比較項目		現在地		A旧県立児玉高等学校跡地		B緑区美園の未利用県有地		C国立女性教育会館		D県立皆野高等学校	
		さいたま地域・約67,000㎡		北部地域・約50,000㎡		さいたま地域・約30,000㎡		川越比企地域・約124,000㎡		秩父地域・約43,000㎡	
災害リスク・ 災害対応	液状化	○	➤ 極めて低い	○	➤ 極めて低い	○	➤ 極めて低い	○	➤ 低い～極めて低い	○	➤ 極めて低い
	土砂災害警戒区域	○	➤ 該当なし	○	➤ 該当なし	○	➤ 該当なし	○	➤ 該当なし	▲	➤ 一部土砂災害特別警戒区域
	浸水想定区域	○	➤ 該当なし	▲	➤ 浸水想定0.5m未満	▲	➤ 浸水想定0.5m～3m未満 一部河岸浸食(綾瀬川)	▲	➤ 浸水想定一部1～3m未満、 一部河岸浸食(都幾川)	○	➤ 該当なし
	想定地震の震度	▲	➤ 東京湾北部地震:5強 ➤ 関東平野北西縁断層帯 地震:5強	▲	➤ 東京湾北部地震:4 ➤ 関東平野北西縁断層帯 地震:7	▲	➤ 東京湾北部地震:6弱 ➤ 関東平野北西縁断層帯 地震:5強	▲	➤ 東京湾北部地震:5弱 ➤ 関東平野北西縁断層帯 地震:6強	▲	➤ 東京湾北部地震:4 ➤ 関東平野北西縁断層帯 地震:6弱
	緊急輸送道路	○	➤ 第一次特定緊急輸送道 路に隣接	○	➤ 第一次特定緊急輸送道 路に近接	○	➤ 第一次特定緊急輸送道 路に近接	○	➤ 第一次特定緊急輸送道 路に隣接	▲	➤ 付近になし
まちづくり の影響等	総合振興計画にお ける位置づけ、 都市計画、地区計 画等の状況	◎	➤ 県都としての行政機能を 担う(市総合振興計画) ➤ 都市計画等の変更必要な し	▲	➤ 快適市街地形成ゾーン(市総 合振興計画) ➤ 用途地域の変更が必要	▲	➤ スポーツ、健康、環境・エネ ルギーを軸に副都心地区 を形成(市総合振興計画) ➤ 地下鉄延伸の調査・検討中 ➤ 地区計画の変更が必要	▲	➤ 市街化調整区域のため、開 発許可が必要	▲	➤ 都市計画区域外
用地の面積・形状		—	➤ 十分な面積を確保できる ➤ 形状は適当	—	➤ 現在地よりは狭いが、十 分な面積を確保できる ➤ 形状は適当	—	➤ 現在地より狭く、規模の 検討が必要 ➤ 形状は適当	—	➤ 十分な面積を確保できる ➤ 形状は適当	—	➤ やや狭い ➤ 土砂災害特別警戒区域 にかかるため、配置計画 に配慮が必要

※ 液状化及び想定地震の震度については、埼玉県地震被害想定調査で想定される海溝型地震、活断層型地震それぞれのうち、最大震度が大きいと想定される「東京湾北部地震」と「関東平野北西縁断層帯地震」を選び評価

※ 比較項目「まちづくりの影響等」のうちB地点については、H28.4交通政策審議会で浦和美園から岩槻・蓮田への延伸が答申されている

※ 用地の面積・形状の評価については、今後検討する将来の県庁舎の規模によって影響されるため、「—」とする

県庁舎の位置に関する知事発表

【県庁舎の位置に関する知事発表（令和7年2月12日知事記者会見 ほか）】

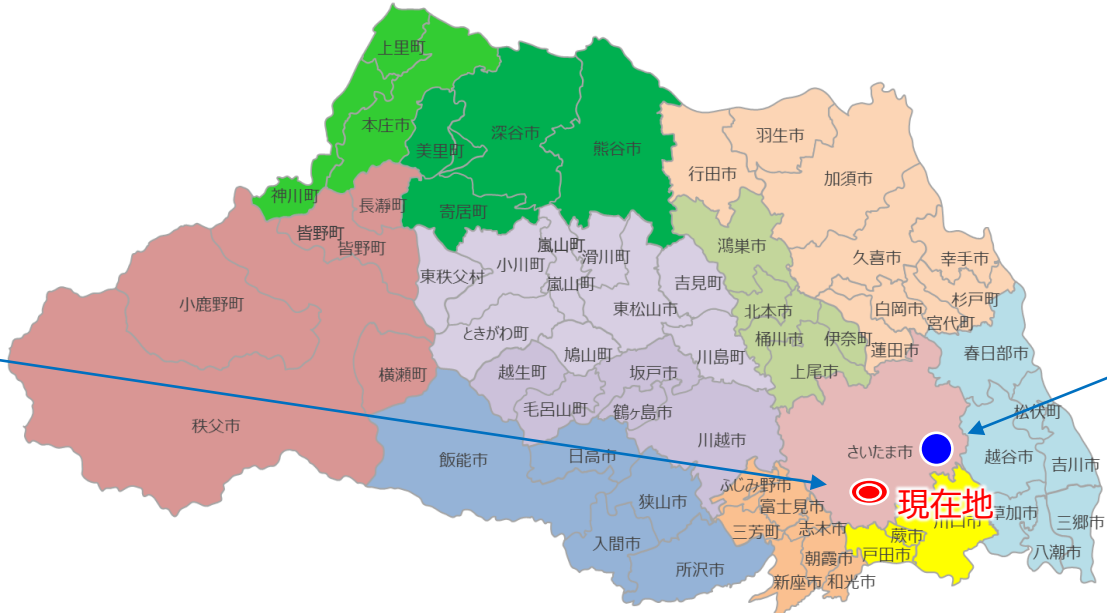
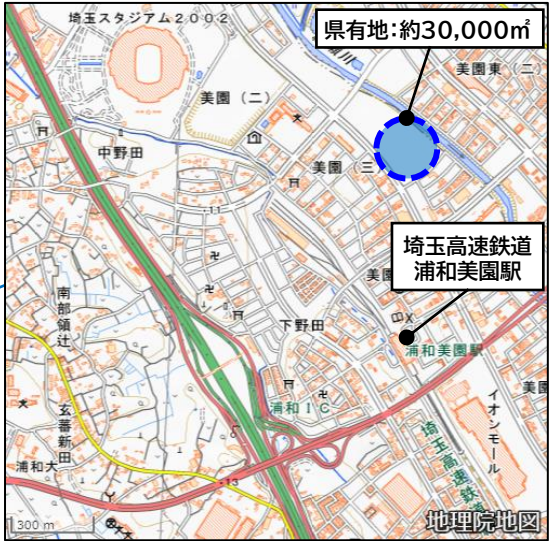
県庁舎の位置については、「現在地」もしくは「浦和美園（さいたま市緑区美園の県有地）」とする。

最終的には、これまでいただいた多様な意見や技術的指摘等を考慮し、令和7年度中に、基本構想の検討において位置を決定したい。

【現在地】



【浦和美園】



本日の議題

1

今後の検討スケジュール

2

基本構想・基本計画の
検討状況

3

再整備位置の検討状況

4

その他

①

今後の検討スケジュール

①

これまでの検討状況

①

これまでの検討状況

①

意識醸成の取組

②

基本構想・基本計画とは

②

今後の進め方

③

現在の検討状況

今後の検討の進め方

- 「現在地」と「浦和美園」の2地点について、令和6年度の検討に加えて、検討委員会等で指摘された項目等を追加し、より網羅的・客観的な評価を進めていく予定。
- 比較評価の結果については、第3回懇話会(令和8年1月実施予定)にて報告する。

分類	比較評価項目	指標（黒字:令和6年度の検討に用いた指標 赤字:新たに追加する指標）
敷地条件	敷地条件	用地の面積、敷地条件、 接道状況、動線における課題の有無
利便性	交通アクセス	広域交通の状況(最寄り鉄道駅の乗降者数、高速道路IC及び主要な幹線道路との近接性)、人口重心からの距離
危機管理	災害リスク	液状化のリスク、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、想定地震の震度、 地震の発生確率
	災害対応	緊急輸送道路との近接性、 複数経路(代替交通手段)の有無、周辺道路の浸水リスク、災害時の職員参集
まちづくり	都市整備の状況	人口、官公庁、企業、情報等の集積度、道路・下水道・ガス等の整備状況、 交通インフラの整備状況
	都市計画等との整合	総合振興計画における位置づけ、都市計画・地区計画等の状況、 地区計画や用途地域の変更可否
	周辺環境との調和	周辺用途との連携、緑地・オープンスペース(防災広場等)の確保余地、環境影響
建設コスト	建設コスト	仮設庁舎の要否、地盤改良・浸水対策等による費用増大等諸要件の整理
スケジュール	建設工期	仮設庁舎の要否などを踏まえた庁舎配置パターンごとの建設工期の検討
	都市計画等の調整	地区計画や用途地域の変更が工期に及ぼす影響、交通・日影等の影響

本日の議題

1

今後の検討スケジュール

2

基本構想・基本計画の
検討状況

3

再整備位置の検討状況

4

その他

①

今後の検討スケジュール

①

これまでの検討状況

①

これまでの検討状況

①

意識醸成の取組

②

基本構想・基本計画とは

②

今後の進め方

③

現在の検討状況

- 県庁舎の再整備に向けては、若手職員が自分ごととして「未来の県庁」について議論を進めることが重要である。
- 将来の職員の働き方や県庁の在り方について議論を深め、働き方や組織風土などの変革に取り組む必要がある。
- このような目的のもと、若手職員を対象とした未来の県庁を考えるワークショップ(総務部)や、デジタル化による社会変革を推進するDXプロジェクト(企画財政部)などにおいて、県庁変革への機運を醸成していく。

未来の県庁を考える若手ワークショップ

■ 目的

未来の新庁舎の環境に順応し、理想的な働き方を実現するために、若手職員が、将来の職員の働き方を含めた未来の県庁のあり方について主体的に議論し、働き方、組織風土等を変革させる機運醸成を図る。

■ テーマ

未来のオフィス、将来の働き方、本庁と地域機関のあり方、組織風土 等

< 春日部地方庁舎で実施したワークショップ(令和7年7月17日)の様子 >

